

令和3年 第2回天城町議会定例会

第 3 日

令和3年6月17日（木曜日）

令和3年第2回天城町議会定例会議事日程（第3号）

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開議

開議

○日程第1 一般質問

久田 高志 議員

松山善太郎 議員

散会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君 議会事務局書記 富山実宝君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	上原富一郎君
社会教育課長	和田智磯君	総務課長	禰清次郎君
くらしと税務課長	岸恭聖君	企画財政課長	福健吉郎君
けんこう増進課長	碓本順一君	建設課長	宮山浩君
水道課長	野村秀行君	農業委員会事務局長	伊地知隆治君
農政課長	山田悦和君	農地整備課長	大久明浩君
長寿子育て課長	森田博二君	商工水産観光課長	中秀樹君
選挙管理委員会書記長	米田俊朗君	総務課長補佐	中村慶太君

△ 開議 午前10時00分

○議長（武田 正光議員）

改めまして、おはようございます。

早速でございますけれども、本日の会議を開きます。

直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第1 一般質問

○議長（武田 正光議員）

日程第1、一般質問を行います。

議席番号7番、久田高志君の一般質問を許します。

○7番（久田 高志議員）

おはようございます。去る6月13日日曜日、度々訪れる50年に一度と言われる大雨の被害が各所に見受けられております。被災された方へのお見舞いを申し上げますとともに、町当局におきましては的確な情報収集に努め早急な対応をしていただきたいと思えます。

それでは、先般の通告に従い、一般質問を行います。質問に先立ち、執行部に対して申入れをしたいと思えます。

答弁についてですが、最近、その場しのぎや議会軽視とも取れる適当な答弁や保身とも受けられるような答弁が目立ってきております。答弁につきましては、それぞれの立場を自覚して責任ある答弁を求め、3項目、3点について質問いたします。

まず、1項目、農政について、繁殖雌牛の繁殖障害（不妊牛）についての対策を講じられないか。

2項目め、教育行政について、夢と希望の上原勇一郎奨学資金について、今後の運用に問題はないか。

3項目め、政治姿勢について、虚偽公文書作成及び行使による防災センター未竣工工事に係る交付決定取消し額4千29万8千225円、それに対する加算金2千218万4千172円、合計6千248万2千397円が国庫へ返納されましたが、責任の所在と今後の賠償はどのようにされていくのか。

以上、3項目、3点について質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（武田 正光議員）

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

おはようございます。それでは、久田議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、農政について、繁殖雌牛の繁殖障害（不妊牛）について対策を講じられないかということでございます。

お答えいたします。

肉用牛生産を安定的に行うため、1年1産が目安となるところでございますが、分娩間隔の平均は、今、天城町、400日超程度と目標値には届いていないのが現状でございます。

現在、分娩事故の軽減を図るために敷料助成やライブカメラなどの管理用機械導入助成を行っているところでございます。

生産牛の増頭に伴い繁殖障害も増加傾向となってきたため、平成15年度から29年度までは県有牛の種雄牛を県から借受けいたしまして、自然交配による不妊対策を行ってきたところでございますが、管理面等の困難からこの県有牛の借受けにつきましては中断し、現在、獣医師による治療等に頼っているところが現状でございます。

2項目め、教育行政については教育長のほうからお答えいたします。

3項目め、政治姿勢について、虚偽公文書作成及び行使による防災センター未竣功工事に係る交付決定取消し額4千29万8千225円、加算金2千218万4千172円、合計6千248万2千397円が国庫返納されたが、責任の所在と今後の賠償はどのようにされていくのかということでございます。

お答えいたします。

まず、繰り返しになりますが、先日来、本件につきまして議会で議論がされております。町民の皆様、並びに議会議員の皆様にはご心配と多大なるご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

この件につきましては、事業主体が町であるということで、管理すべき町に責任があると認識をしております。

また、関係した職員につきましては、令和2年1月10日、1月22日に天城町職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、懲戒処分審査委員会を開き、令和2年1月27日に関係職員の処分を行っております。

また、このような事態が発生しました私をはじめ関係した職員の責任につきましては、その度合い等を考慮し解決に向け責務を果たしてまいりたいと考えております。

以上、久田議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（武田 正光議員）

次に、教育行政についての質問について答弁を求めます。

○教育長（院田 裕一君）

おはようございます。2項目、教育行政について、1点目、夢と希望の上原勇一郎奨学資金について、今後の運用についてでございます。

お答えいたします。

上原勇一郎氏の浄財のご寄附により平成27年度より運用してまいりました。これまで、大学生・専門学校生80名、高校生9名に貸与しております。

未来の天城町を託す人材育成に大きく寄与する制度と考えています。今後の運用については、夢と希望の上原勇一郎奨学資金の目的が達成できるよう取り組んでまいります。

○議長（武田 正光議員）

一般質問を続けます。

○7番（久田 高志議員）

それでは、1回目の答弁を頂いて、順次、質問のほうを続けていきたいと思えます。

まず、1項目め、農政について、繁殖雌牛の繁殖障害の件についてなんですけれども、近年、本町における繁殖素牛導入・自家保留促進助成事業や国による生産基盤拡大加速化事業いわゆる増頭奨励金等での事業効果により、飼養頭数が増加傾向にあります。その中で、先ほど答弁でもございましたように、繁殖障害に関するお話を耳にする機会が増えてまいりました。確かに、増頭に伴い分娩事故等も増えてきているようでありますけれども、今、その分娩事故等の軽減のために牛温計カメラ等の導入が進められております。そういった中で、そちらのほうは恐らく改善につながっていきけるのではないかというふうに期待もしておりますけれども、この不妊に関する情報、例えば、課のほうとか獣医さんのあたりにそういった相談が来ていないのかお尋ねしたいと思います。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

現在、その不妊に関する相談というものは、直接は私のほうでは聞いていることは今のところありません。ただ、実際にその現場を回っている担当等、あとJAの指導員等からは実際は不妊牛がかなり多くいることは伺っております。

○7番（久田 高志議員）

そういうところだと思います。やはり経済動物でございます、分娩をして初めてお金につながっていく、そういった生き物でございます。

近年、牛の価格も売る側にすれば高騰、高止まり状態で喜ばしいことでもあります

けれども、導入する側におきましては非常に高価な買物となってきております。そういった中で、確かに高齢の経産牛であれば多少の諦めもつくでしょう。そういった中で、例えば、1産目、2産目あたりでの分娩後から繁殖障害が起きた場合、様々な理由があろうとは思いますが、獣医さんの対応等をしながら治療はしていると思われまます。

ところが、やはり最終的な過去の事例を見ましても、判断ですよね、種雄による自然交配、先ほど答弁でありましたけれども、平成15年から29年まで約14年間ですかね、県のほうから種雄牛を借受け、自然交配に努めていたと。以前は旧公共牧場や授精師の方々のご協力を頂きながらそういった自然交配を実施しながらやっている時期がございました。こういった流れのときに、もちろん町内外、島内はもとより島外からもそのような需要があったと伺っております。どのぐらいの実績でどのぐらいの受胎率があったのか、資料があればお尋ねしたいと思います。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

資料のほうがちよっと古くて全てではありませんが、残っている範囲内で確認した分でお答えさせていただきます。

平成15年度までで、島内からの預かり分が9頭のうち受胎が4頭、17頭預かりで11頭、24年度が16頭預かりのうち受胎が5頭、27年度が8頭預かりのうち受胎が4頭、28年度が8頭預かりのうち5頭ということで、受胎率としましては一番低い年が31.2%、一番高い年で64.7%。今、こちらのほうで記録が残っている分ですと合計58頭預かりのうちの29頭が受胎をしておりまして、ちょうど50%ぐらいに当たるかと思われまます。

○7番（久田 高志議員）

分かりました。不妊牛が何頭ほどいるかというデータがない中で、分母が分からない中で、どのぐらいの効果があるかは定かではありませんけれども、過去の実績を見れば、不妊牛のうちの50%程度が受胎をしているという実績があるわけです。これ、以前のように県の種雄牛の借用は不可能なんですか、お尋ねします。

○農政課長（山田 悦和君）

まず、可能か不可能かということでございますが、その回答につきましては可能ではございます。一応、その貸付けから貸付けの申請に至るまでの経緯なんです、市町村等から貸付け希望を支庁のほうに行います。支庁のほうから県の畜産課を通じて市町村等に回答が来て借り受けるということになりますが、そこまでに貸付けに係るための契約であったりまたその借りる経緯であったり、そういったもろもろの手続は必要になってきますが、基本的には、今、県が所有する種雄牛のうち借り

受けることは可能ではございます。

○7番（久田 高志議員）

借受け可能であれば、先ほど申し上げましたけれども、この不妊牛のうちの50%、受胎すれば大きな経済効果があると思われま。なかなか今、皆さん、増頭している中で、やはりこれは町内の授精師あたりと協議をしながら飼養管理もしくは闘牛牛に取扱い慣れている方々、そういった方々とも協議を重ねて町でできるのが一番いいことなんでしょうけれども、管理等もかなりかかってくると思われま。そういった流れの中で、今後、協議を進めながらこういったことに取り組んでいけないかということではございます、いかがでしょうか。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

今、議員からもありましたが、授精師との協議であったり、また、その管理をする施設等、いろいろ、まず、その県有種雄牛を借り受けた場合、これまでとその以前は、平成15年度から29年度まではそういったいろんな条件がクリアできた状況の中での借受けでございました。

今後、もし借り受けることとする中で課題として考えられる部分が、まず、安全面ではございます。まき牛と言われるんですが、気性が荒いということでその確率がかなり高いということがあります。今、先ほど議員のほうからもありました管理される方、この確保がかなり困難かなというところではございます。あとはその管理者と併せて授精師等の手配、自然交配をした後に授精証明書を出す必要がありますので、授精師等の手配が必要になってきます。

それと、以前は三京のほうの牧場のほうで管理をしていたわけではございますが、今、その牧場の中の施設が使える状況にはございません。まず、牛舎等の整備、そういったところも必要になってきます。あとは、またその管理費であったり農家の需要に対しても一応、確認を取る必要があるかと思ひます。そういったことを一つ一つクリアしていきながら、先ほどありましたように授精師やその管理者となれる方がいらっしゃるのか、またそういったことをいろいろ検討しながら考えていきたいと思ひます。

○7番（久田 高志議員）

ぜひ、何とか取り組んでいただきたいと思ひます。安全面では言ひますと、種雄牛に関しては全て除角をされておりますので、通常の闘牛牛と比べればまだ安全な部分はあるのじゃないかなと思ひます。

先ほどの答弁からも総合すると、授精師の中で闘牛牛を使用されている方々も何名かいらっしゃると思ひます。まず、様々なその条件を提示しながら協議をしていた

だきたいと思っております。この件に関して、町長、もともと農政課上がりですのでどのようなお考えかお伺いしたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

実は、私は農政課長時代にこの県有牛というのは導入した経緯というのがあります。当時、AC牧場と私たち言っていましたけど、あまぎチャレンジ牧場ということで4Hクラブの中の畜産をやっている方々がAC牧場というのを構成しまして、その中で何とか不妊牛対策をしていこうということの中で始めてきた経緯があります。

今、山田課長からのいろんな受胎率、そういったものの説明もありましたが、その後、なかなかAC牧場がうまく機能しなくなって、ある特定の授精師のところにその牛を預けて管理させてきました。そういう中で、非常に導入するについては県とさまざまな協議をすればやりやすいかと思っておりますけども、そういう後の管理というものが非常に困難だったのかなという、私は今、認識をしております。

また、畜産の方々、そしてまた授精師の方々といろんな議論を重ねながら、今、やっぱり、人工授精を何回ぐらいかしてもう着床しなくなった場合には、これを競りに出してまた更新するとかいろんな傾向に流れてきたのかなと思っております。そういう中で、やはりこの県有牛、そしてまき牛が実際どのぐらい農家の方々から要望があるのかとか、そういったことはしっかりと確認しながら、さあ、入れたはいいけどまた次は大変だという話では大変だと思いますので、そういうのは検証しながらやっていくということは、天城町、徳之島の畜産振興の中では有意義なことだと私は考えております。

○7番（久田 高志議員）

ぜひ、今、町長からもございました本来であれば天城町主体で頑張っていたきたいところなんですけれども、広く考えれば徳之島3町とも協議を進めたり一部では不妊治療に受精卵の活用等もしているようでございますので、そういったところも含めて今後の課題としてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2項目めの教育行政について質問をしていきたいと思っております。

先ほど、1回目の答弁で、大学・専門学校生80名、高校生9名という実績でございます。

この夢と希望の上原勇一郎奨学資金の創設に当たっては、本当に志半ば、道半ばであっただろうと思われれます。誠に残念でありませんが、他界されました当時の盛山晃議員が提案され、本町出身の実業家であられる上原勇一郎氏のご浄財のご寄附により成し遂げられ、先ほど、実績がありますように、本町の教育行政に大きく貢

献されている奨学金制度であります。私たちにはこの奨学資金をしっかりとつないでいく責任があるかと思えます。新教育長就任直後でございますが、やはり喫緊の課題だと思えますので質問させていただいております。

資料も頂いておりますけれども、1億円のご寄附から9千万円をこの奨学資金の原資として、基金として創設されたのが平成27年、それから6年経過する後、今年度の基金残高が約850万となっております。今年度、また、1月、2月頃から募集をかけると思うんですけども、今年度の対応はこの金額で可能かどうかと非常に気になるところでございます、いかがでしょうか。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

今年度、基金残高が今、久田議員のほうからも説明がありました、850万となっております。

規則上では2千万の貸付けということで毎年実施させていただいております。この最大2千万、今年度貸し付けた場合、今、償還等も始まっておりますけども約950万ほど残高不足になる予測になっております。

今後、この部分について、また教育委員会、そして執行部との協議を進めてまいりたいと考えております。

○7番（久田 高志議員）

教育委員会のほうから執行部という答弁がございました。

この基金が足りなかった場合、どのような対応をされるおつもりでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

この上原勇一郎基金につきましては、償還金の中で原則としてやっていくわけですが、まだ貸付けが始まったばかりであります。そして、その償還が十全に回転していない状況にあるかなというふうに私は認識しております。

そういう中で、上原氏とこの基金をつくってから、私は一回、お会いしております。ただ、その後、非常にこの基金についても心配を、私これ、昨年、一昨年からしてきておまして、そういう中で盛山晃さんというお名前も出ましたけども、地元、そして地域の方々と非常に近い方々がいらっしゃいます。その方々と一緒に私自身、また、上原勇一郎氏にお会いしてご挨拶をして、これまでの子供たちのこういう頑張りをしておりますよということなど報告しながら、今の現状については私は報告していきたいというふうに思っております。

対し、昨年来、いかんせん、コロナという中でなかなか大阪のほうに上ることもできない、そういうまた上原氏も、親の島にふるさとに帰るということもできない

中でなかなか思うようにいかないで今、この現状に来ているかなと思っております。そういう中で、夏とお正月のお礼のお手紙とかというのは私は交換させていただいておりますが、やはりこの中で一回、ぜひとも私はお会いしていろんなことをお話しできればなと思っております。

あと、この基金をどう、ちょっと、2千万という数字がある、豊島課長から今、お話があったんですけど、ちょっと私の中ではこの2千万という数字は認識しておりませんでした。そこについては、やはり子供たちのためですので、これから教育委員会としっかりと語りながら町で何らかの方向性が見られるのか、また、この勇一郎基金というものをなくすわけにはいきませんので、しっかりと継続していくための手だてというものは考えていきたいなと思っております。

○7番（久田 高志議員）

今から質問しようかなと思っていました。一度お会いしていると、お手紙のやり取り程度はされているということで少しは安心いたしました。こういったことに関して、やっぱり気持ちのつながりとか心のつながり、感謝の気持ちが非常に大切だと思っております。

ただ、今、答弁にもありました、今までの経過を報告しながらと、やはりこういった経過は毎年、要は、この残高から幾ら何名に貸出しをしてどういった学校に進学をされていますと、残り幾らですと、そういったことを毎年毎年やはり続けていくべきだったんじゃないかと私は思いますけど、いかがでしょうか、どちらでもいいです。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

今、久田議員のほうからの指摘のとおり、私ども、この点につきましては、至らぬところがあったと思います。このご助言を頂きまして、今後しっかりと報告等をさせていただきたいと考えております。

○7番（久田 高志議員）

豊島課長も就任されてまだ間近なのですが、やはり底をついてからお願いをするよりも経過をずっと伝えていけば、上原氏も基金残高が減っているということぐらいは目にされると思うんですよ、お願いもしやすいはずですよ。いきなり行って、底をつきましたと、お願いしますと。よい返事が頂ければそれに越したことはありません。ぜひ、その辺、頑張ってくださいと思います。

実際、令和2年度までの貸付実績の平均でいきますと、貸付けと償還額、このバランス、この基金を安定させるためには、最終的にどのぐらいの金額が必要なのか、ある程度、この中には免除規定があったり島に帰ってくると免除されたりとかそう

いった方々もいらっしゃいますので、多少は誤差が出てくるとは思いますけれども、大体、お幾らぐらいあればこの基金が維持できるのか、大体、その辺は分かる範囲で構わないですけどお願いしたいと思います。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

私も課のほうで、この今、現状の貸付け等とこれからの貸付けについて検討した結果、約1億から1億四、五千万円ほど基金の積立ての増額が必要かという試算になっております。

○7番（久田 高志議員）

あと1億から1億5千万程度必要だということでございます。

このコロナ禍が明けるなりワクチン接種を済ますなりした暁には、町長はもちろんですけども、やはり新教育長も就任されてご挨拶がてら一度ぐらいは行かれたほうがよろしいと思いますがいかがでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

そういう気持ちは十分私は持っております、昨年来、そういった形が取れないものだろうかということでありましたけど、こういう中で動くということに対してはできない状況にありました。これが落ち着いてきたらしっかりとお会いして、また、今の現状報告、そしてまた、お願いできる場所はお願いしていきたいというふうに考えております。

この金額等についても、非常に上原氏本人からの強い言葉はちょっとざっくりばらんになりますけど、半端な金額じゃなくてやっぱりしっかりと金額を貸したほうがいいという、この金額自体もある意味上原氏の希望に沿った金額だと私は考え、貸付けの金額について私は思っております。そこら辺の意向をしっかりと反映できるような形でまたお会いできるということがかなうのであれば、できるだけ早くお会いしたいなと思っております。

また、なかなか私たちが盛山晃さんみたいな非常に地域として近い方がああいふ形で亡くなったりして、さあ、どうしようというところもあるんですけど、私が行ってもいいよとかいろんな方々もちょっとおりますので、そういった方々と連絡を取り合いながら行ければというふうに思っております。

○7番（久田 高志議員）

ぜひ、そういった形で本当に夢と希望につながる奨学資金でございます。ぜひ、いろいろな手段を考えながらしっかりとご挨拶できるような体制をつくっていただいて、やはり人材づくりはまちづくりだと捉え、未来永劫、継続できるような奨学

資金に育てていていただきたいということを要請して、この質問を終わりたいと思います。

それでは、3項目めの政治姿勢についてということで、一昨日来、質問が継続されております。

防災センター未竣工工事に係る交付決定の取消いわゆる国庫に返納されたお金です。これについての、先ほど、責任の所在は町にあるということをおっしゃられておりましたけれども、まず、一度目、4月30日、第3回臨時会でしたかね、この4千30万円の案件が2度目の否決をされ原案執行という形で予算が執行されました。その翌日のこの新聞報道、南海日日新聞さんなんですけれども、この解説という文言の中に何か事実と異なるようなことが書かれているような気がしてなりません。まず、この新聞報道にちょっと触れてみますけれども、責任は曖昧なままと云々としながら対立は係争まで発展し、町が調整に入り、19年12月に調停にこぎ着けたと、これは事実とは違うんじゃないですか、町は調整に入っていないと思うんです、どちらかといえば、原告の立場で言えば被告側の立場にいた案件だと思っております。そして、この2者の対立は工期遅れの原因ではないと、何が原因だったんでしょうかね。これはどなたかがマスコミの取材にお答えしたものだと思っております。後ほどまた触れますけれども、この場合の原因は何だったとお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

少なくとも私は、その南海さんのインタビューにはお答えしていないのではないかなというふうに考えております。その調停に入ったということではありますが、いわゆる、ちょっとそこの事件の事案なんですかね、いわゆる防災センターというのは、A工区とB工区、工区分けをして発注をしております。そしてその後、そのB工区の方からA工区、そして天城町、そしてもう一社、いわゆる損害の請求が出たということでもあります。そしてその後、裁判所のほうで調停に代わる決定をするということがあったということがあるわけなんですけれども、それがどのような形で、ちょっと、南海日日さんのほうに表現されているかというところについては、ちょっと、定かではございません。

○7番（久田 高志議員）

分かりました。この件に関してはこの辺にしておきますけれども、南海日日さんの記者の方がまたこの件については問合せをするだろうと思います。しっかりと事実に基づいた取材に答えるように努めていただきたいと思います。

それでは、詳細について入っていきたいと思います。

まず、この件に関して幾度となく全員協議会が開催されております。そういった流れの中でようやく違うほかの弁護士の方とも相談してみてもどうかと言い続けて、最後の最後、ぎりぎりになってようやく4月の26、7ぐらいでしたかね、多分、そのとき町長も財政課長もここでお会いした記憶もございますけれども、その帰りだったと思われま。そのときのその後の28日の全員協議会の説明と5月18日にこういった文書が配付されて全員協議会が開催されました。その中で、この調停の件に関して説明に相違が生じているんですけれども、どういったことでそういった相違が生じるのでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

議員、もう一度、その説明時の相違のところをまたおっしゃっていただけますか。

○7番（久田 高志議員）

これは4月の26日、弁護士にお会いした後の説明ということで、4月の28日の説明でございました。役場とA工区事業者との間に債権債務がないとの今までの認識は間違っていたと、あなた方はこの債権債務がないという調停があるから請求できないとずっと言い続けておりました。ところが、このときの弁護士の意見は違っていたようで、それを間違っていたと、順番どおりにそのまま見ますけど、B社とA社と役場の間には、調停で決めたこと以外何もないと、契約書に書いてあることとは関係ないと、あなた方は4月の28日の全員協議会で説明しております。その後、5月の18日の説明においては、債権債務がないことを記しており請求することは困難であると解されるとか、何か都合よくこの文書が作られているような気がするんです。その相違があった点とこの文書を作成した方、どなたがこれ作って、この相違についてはどちらが正しいのかお答え願いたいと思います。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

この件、一昨年12月の定例会議で報告があり、我々も県のほうと説明、そして報告書等のやり取りをしてきたわけでありましたが、その令和2年3月の定例会だったと思います、総務課長に就任して最初の定例会議であったと思いますがその際に、私も1月に町の顧問弁護士また県庁の担当課とこの件について報告等を伺った次第であります。そのときに顧問弁護士の事務所のほうにもお伺いをしてこれまでの経緯と言いますのは、私のほうも当時直接関わっておりませんでしたので、この件について当時の関係者から聞き取りをしたり当時の資料であるとか出張復命書などを見ながら検証してきたわけでありましたが、その3月の定例会の中で請求が困難である、できないというような発言はしたという記憶がございます。そのとき

は調停がなされているわけでありますが、その調停の中で、今後何ら債務はないというような説明を受けました。そしてお互いの中で和解が成立しているということを知っていましたので、そのような発言はいたしました。そしてその後、顧問弁護士また町村会の弁護士の方ともこの件について、議員がおっしゃった4月の26日の午前中、私と企画財政課長、建設課長、3名でオンラインで質問、また協議をさせていただきました。そのときに、やはり調停、この調停がいかなる内容で行われたかというのが重要であるという町村会の弁護士の方のご意見でありました。そこで、その中で、そういうことでありました。

で、工期遅延による契約書にある損害賠償請求について、顧問弁護士の方の見解は先ほど報告しましたように、調停の段階で和解にあるということで請求はできないものと考えているということでありました。これについても、町村会の弁護士もこの件については同様のご意見でありました。交付金返還に係る損害賠償請求はできなくもないが、調停和解の件で行っているのが難しいと考えというご意見でありました。

回答になっているか分かりませんが、その全員協議会、私も出席しておりますので、全体説明の資料は私のほうでまとめさせていただいております。

○7番（久田 高志議員）

私、特に情報をどこかに流すとか、そういう思いはないんですけども、会話が長くなると、メモができないときは、音声等もしっかりと取らせていただいております。

建設課長の声でございました。役場とA工区事業者との間に債権債務がないと、今までの認識は間違っていたとはっきり述べております。これ、また後ほど触れていきますけれども、まあ、よろしいでしょう。

要は、弁護士の意見が割れていたと、意見もいろいろあったというところの認識をします。

そういった流れの中で、一昨日来、質問出ておりますが、この交付金返還になった原因、再度分かりやすく簡潔に答弁していただけますでしょうか。

○総務課長（袴 清次郎君）

防災センター未竣工工事に係る交付金の一部返還になった経緯ということでございます。

これにつきましては、この定例会の中でもご質問、ご指摘があったわけですが、その中で議会の事務検査特別委員会も設置され、調査が行われております。

令和元年12月定例会本会議の中で報告がなされたわけですが、そして県の担当課のほうから、この件について問合せがありました。その後、町長と前建設（「ちょ

っとまって。それは返還になった理由、その先の原因」と呼ぶ者多し) 原因ですね。分かりました。

天城町防災センターA工区の工期が、報告しております3月24日で完了してなかったという点が補助金適化法に触れているということで、返還命令があったということです。

○7番(久田 高志議員)

非常に分かりやすかったです。そのとおりです。

その中で、一昨日、皆さんの読み上げた文書の中に、この工期、発注まで遅れた理由、原因、東日本大震災、オリンピック特需と、まあ理由をつけてまいりました。

ところが、東日本大震災は2011年なんです。交付金の決定が、その3年後でございます。この間で資材高騰していることぐらいは、恐らく把握されるんですよ。その間、当初の事業計画書を恐らく提出されていたんでしょう。その見直しを図る時間は十分にあったと私は思っております。がゆえに、これが工期遅れの原因につながったというのは、あなた方の言い訳だと思っております。

そして、オリンピック特需、全国的なデータ資料調査して言われていますか。特需と言われて動き始めているのは、2016年頃からなんです。この防災センターが完成したとされる、その頃なんです。そういった理由で、技術者が確保できないとか、それは、受けた工事をぶん投げて東京に行く技術者はいないと思いますけどね、私は。

そういった理由で、発注が遅れたと。ここは理由ではなく、職務の怠慢だと言わざるを得ませんね、これね。

まあ、あとは補助金の交付決定から県を經由して9月11日町で受理したこの4か月間、そしてその後の4か月、5か月間、発注するまで本当に何をやっていたのかとお尋ねしたいくらいですよ。

そして、あなた方がそういった理由につけて防災センターの件おっしゃいますけれども、同時期に発注された医療センター、保健センターは何ら問題もなく完成されているんですよ。どうお考えですか、これ。

○建設課長(宮山 浩君)

お答えいたします。

まあ、私どもが、今話している理由について十分ではないかとも思いますが、その当時そういうことも原因の一因、要因の一部であったのではないかと想像するところです。

確かに、工事を受注した際に、その工期を守るということは、請け負った業者の務めだと考えております。

○7番（久田 高志議員）

そのとおりです。契約書にうたわれている以上、工期を守る、そのものを完成させる、これは企業側の責任ですよ、間違いなく。ほかの方々にも、そうされているんだったら構わないです。特別の事業者だけにそういう扱いをしているのか、気になるところでございます。

その中で、根本の原因ですよ。2016年、28年の3月24日、これ町長、昨日否定したんですけど、町とA工区の事業者が共謀しているんですよ。共謀して完成検査が偽装され、虚偽公文書が作成されているんです。これについて、どうお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

一昨日、昨日来、その工期の問題については、この前に議論されたとおりであります。3月24日の完成ということで書類を出しているということについては事実であります。その中で、一昨日、そのA工区の受注業者と町が共謀したという言葉に対しては、私は違和感というか、そういうそのような積極的に、何というんですかね、共謀というところある意味犯罪ということになるかと思うんですけど、そういう意味でいけば、共謀というのは少し言葉がきついのではないんですかというお話をさせていただいたということでもあります。それがまた、客観的に見れば共謀だということであれば、そうかなというところでありまして、3月24日の書類を作ったということについては、特に否定、まあ事実でありますので、そのとおりでございます。

○7番（久田 高志議員）

町長、共謀じゃなければ、何て呼ぶんですか、仲良く手を取り合っというとんですか。仲良く手を取り合っ、うその書類を作って、うその検査をしたと、間違っった検査をしたとおっしゃればよろしいんですかね。ちょっと、それは違うと思えますよ。

あのですね、町長、あなたが和解しているこの調停の中の決定文書の中に、この穴文字と言うんですかね、検印の打たれている製本、町長が認めた、この決定事項を認めた中に共謀と書かれているんですよ。まあ、それはまた後から触れますよ。

で、あ、大丈夫。

○町長（森田 弘光君）

裁判所のほうで、防災センターのA工区、B工区はその事業についての調停の申立てがあって、調停が和解ということで、令和元年10月17日に裁判官のほうで決定をしたということではありますが、その中の裁判官の言葉の中には共謀という言葉

葉は私はないかというふうに認識しております。

A工区、B工区、B工区の受注した業者が、A工区そして天城町を損害を被ったということで訴えた中で、そのB工区の受注した方が、A工区と天城町を共謀という言葉を使っているかというふうに、私は書類上は認識しております。

○7番（久田 高志議員）

町長、それに疑義があり、違和感があり、問題があるのであれば、この決定が成立する前に異議を申し立てる期間があるんですよ。異議を申し立てなかったということは、この文言を町長は承諾しているんですよ。今さらそんなことを言われても困りますよ。裁判官の方も困るんじゃないですかね。そこはまた、後ほど触れます。

その質問の中で、この2016、28年3月24日、偽装検査が実施され、お金も即日ですか、支払われているのが。伝票、即日の支払いが31日。これの国交省への実績報告というのは、いつ頃されたんでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

今の工事金の支払いの件でございますが、県を通じて国交省に補助金、交付金の請求書を送付するんですが、その中に工事契約書、検査調書、あるいは工事金の支払いを行ったという伝票の写しとか、そういうのを添付する必要があることから、その当時、検査をしてすぐ工事金は支払って、その伝票を添付するためにそれを行っております。

その後、実績報告というのは、その年度末の事務処理については、いわゆる概算で工事金交付決定額を受け取るということで受け取ります。4月頃に受け取るんですが、その後交付金を受け取ってから実績の報告というのがなされます。

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。11時10分に再開します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番（久田 高志議員）

先ほど、その支払いのところまでできておりました。少し気になるんですけど、前回のこの4千万の何ちゃらかんちゃらというときに、金融機関との協議がという話もあったんですけど、これ伝票だけの振出しなのか、入金まで完了したのかということで1週間後でしたか入金されたのが、30日でしたか31日でしたという答弁でしたけど、この2億6千万余りのお金って、そんなに即日で準備せずに何か動か

せるものなんでしょうか。

○会計課長（上原 富一郎君）

お答えします。

振込済の印鑑を確認しますと、28年の3月31日に振込済となっております。

○7番（久田 高志議員）

分かりました。じゃあ可能だったんでしょう。建設課長、ほかの課にもお伝えしておきますけれども、やはりこのようなすばらしい事例をつくってしまいましたので、各業者の皆様には検査後、即お支払い等をしていただくように、これはもう一つの前例ですから、まさかこの1社だけを特別扱いしたとは思いませんので、しっかりとその辺の対応はしていただきたいと思います。

それと、昨日の秋田議員の質問の中で、この返納の大まかな4千30万に関して、町長はこれは体質が違くと性質が違、ちょっと聞きづらかったんですけども、何かちょっとこの4千30万だけ物が違うような言われ方をしたんですけども。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

昨日の秋田議員の中で6千万のお金があれば、幾らぐらいの補助事業ができるかという質問だったか思っております。総務課長から3億前後の仕事ができるのではないかという答弁だったか思っております。その中で私がちょっと違和感感じたのは、この今議論されている中の6千万という数字があるんですけども、その4千万というものは、いわばあり得べき、その議論の中では、あのときはじゃあ工事をしっかりと終わっていないということの中で4千万はもらわなければよかったんではないかという議論の中であったかと思っております。

そういう意味でいけば、いわゆる加算金の2千万円がどのぐらい事業があるものかという議論のほうが、私は正しいんじゃないかなと思ひまして、4千万については、もともと来ないお金ではなかったかということだったものですから、ちょっとそこには違うんじゃないかなというお話をさせていただきました。

○7番（久田 高志議員）

町長、なぜそこまで思いどおりの答弁をされるんですかね。この4千万の性質ですよ、性質。そもそも工事を間に合っていない、受け取るべきではない。4千万を受け取らなかったときに、工事をこの事業者は、その分減額をして完遂しないといけない責任があったと思うんです。

そして、この4千万円の補助金を町の財布において、今回の負担金返すのであれば、もともとなかったと言えるでしょう。この4千幾ばくのお金は、最終どなたが懐に入れたんですか。それを言いたいんです。どこに行かれたんですか、この4千

30万のお金は。

○町長（森田 弘光君）

お答えします。

基本的なところ、3月24日で間違っているということは認めておりますが、事業が完遂したそのA工区、B工区全体の事業費というのがあるわけですので、その中で、事業が完成したということで、私は払われたものだというふうに認識しております。それが間違いだったということでもあります。

○7番（久田 高志議員）

そういうことですよ。だから、昨日の秋田議員の質問は、この4千万はもう通過して、お金は業者側に行ったわけです。そして返済するお金は町の一般財源からですがね。ということは、お金は数字はすり合わせても物が違うんです。まだその認識がないのかなと、非常に気になります。それも後で触れます。いずれにしても、この法的なのか道義的なのか分からないですけれども、企業側にも大きな、私は責任があると思っております。

そして、町長、次行きますけれども、一昨日来、何度も何度も答弁の中で反省をされております。反省は、もう結構です、もう今さらここまできて、反省する必要もないです。必要なのは、この後の責任の問題取り方と、この金額の賠償方法なんです。どうやってこのお金を埋めていくのか、誰がどういった形で責任を取るのか、そういったところの中で、お尋ねしたいと思います。

昨日来出ております、この平成28年3月24日、検査をして偽装の書類が、虚偽の書類が作成されております。今までの答弁でいきますと、「3月時点で完成は難しいと報告を受けている」と「メモ等はないが」と、町長これも注意してください。町長は就任依頼、職員の全てにメモを取るように、町長が指導しているんです。しっかりとメモ取って、ほかのことにしましては、町長就任以降はメモを取っていると思いますので、その辺はしっかりとしてください。この検査当日、平成28年3月24日、この時点で町長は、この工事が未竣工だったとの認識はありましたか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

その時点で、その工期内で完成が難しいという報告は受けておりました。

○7番（久田 高志議員）

議長、今の答弁で、3回質問したからとかやめてください。答弁もらっていないです。28年3月24日のこの日で未竣工だったことを知っていたか知っていなかったか、私は聞いているんです。答えは2つに1つしかありませんよ。

○町長（森田 弘光君）

報告は受けていましたので、知っておりました。

○7番（久田 高志議員）

すばらしいお答えだと思います。この件に関して、真相をしっかりと説明責任を果たすという意味の中では、この3月24日時点で、この偽装された検査調書を承認、黙認して印鑑をついたということでございます。

そうなりますと、これは皆様方が私たちに手渡しした資料でございますけれども、特別職の責任とこの違法状態を黙認したのであれば、民法上の責任が発生する場合がありますと言われております。それに関していかがお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

いろんな形で責任というものは存在してあるかと思っております。そういう中で私の中では、責任として給与の減給条例というものなども提案させていただいているところであります。

また、先ほど懲罰委員会ということも出てきましたけれども、懲罰委員会の中でも、いわゆる給与減給させていただいております。そういった形で、逐次、責任というものは取っているという判断をしております。

○7番（久田 高志議員）

町長、これも後で触れますけれども、給与の減額、寄附となると、給与減額は否決されました。確かに甘いという判断です。その後、寄附がどうかという、これは寄附だと公職選挙法違反に当たるとは思いますけれども、賠償金であれば、そうはならないと思いますので、ぜひまた後で触れます。

それともう1点、冒頭から申し上げておりますけれども、正確には有印虚偽公文書作成及び行使と、町長この文言に何か感じることはないですか。違和感ないでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

昨日来、お話ししておりますけれども、非常に判断が甘かったということの中で、反省をしているというところであります。私の中では、やはり異常に大きな金額の工事でありましたので、そこは完成してほしい、そういった一念の中で、こういった事態を招いたことについては、大いに反省を、非常に反省をしているというところでございます。

○7番（久田 高志議員）

もう反省どころじゃないと言っているところが、先ほどから、町の懲罰委員会を開いて処分を下したから、もう処分は終わったと、この作成した職員の件ですか、

町長が言われたいことは。

例えばですよ、例えば、職員が飲酒運転をしました、町の懲罰委員会で処分をしました。後は何ら処分はないんでしょうか。この有印虚偽公文書作成及び行使、これ刑法に触れているんです、刑法に。懲役1年以上10年以下の懲役刑定められています。町の懲罰と刑法は全く別物だと私は思っております。これに該当する、分かりやすい案件でいいますと、まず①公務員がと、②その職務に関し、③行使の目的で、4、虚偽の文書とかを作成し、または文書とかを変造したこと、全くそのとおりですがね、町長、いかがお考えですか。

○町長（森田 弘光君）

今、久田議員から厳しいというか、そういうお言葉をいただいております。ただ、私のこのいわゆるその元本返還、それからまた加算金が返還したという件について、非常に職員の中でもその仕事をしていくというそういう一念があったということがありまして、今私、また議員からは、あなたは甘いと言われるかも知りませんが、やはりその仕事の中で背任とか横領とか、そういった事実がなかったということ、その中で職員が、これを意図して損害を発生させたということではない。いろんな私たちの中では事故繰越というものはできないんだという、もういわゆる思い込み、そういうまずは事故繰越ができないもんだらうかという、そういった相談がなかなか思いつかなかったということ。また、発注まで時間はかかったりということの中で、そういういろんな情勢の中で、職員も対応してきたのかなというふうに私は思っております。

そのようにいろんなそういう横領とか背任とかそういうのはない中で、またあれについてはいわゆる損害賠償請求とか、そういったものについては、私はなじまないのではないかと、これは私の考え方です。そして、それについて、やはり職員と今、総務課長のほうがいろんな形でお話をしております、何らかの金銭的な協力をしたいということなど言っていますので、そこについて、まだ最終的な結論には達していない、そういう中で、はっきりしたことは言えないということに対しては、議会また町民の皆さん方には申し訳ないというふうに思っております。

○7番（久田 高志議員）

町長、優しいといえは優しいのか、甘いといえは甘いのか分からないですけども、思いがあれば法律に触れても構わないわけですよ。大丈夫ですか、皆さん。もう天城町は何をしても大丈夫ですからね。そういうことになるんですよ、町長。そこは違うんじゃないんですか。もう一度答弁願います。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、損害賠償というものについては、意図的なこと、そういったことがなかったということの中では、いわゆる損害賠償請求、そういった法的なところで争う場面ではないのではないかとこのように考えております。

○7番（久田 高志議員）

意図的ですよ、意図的、終わってもいない工事を共謀して終わったかのように見せかけて書類を作った。そのことですよ、私が言っているのは。その後の背任とかそういうのは、まだ言っていません、大丈夫です。この有印虚偽公文書の作成ですね、及び行使までしておりますので、この時点で罪は成立しております、残念ですが。そういったところの対応を今後しっかりとさせていただきたい。

それと、町長、もう一つ掘り下げてみたいと思います。この問題、私平成29年の9月の定例会で、まず1回目取り上げております。町長、A工区、B工区この下請け会社の間のトラブルが発生していたわけですけれども、いつ頃から、町長、この件は耳にされておりました。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

これについては定かではないですけども、はっきりしたのがB工区の方がA工区の業者、受注業者そしてまた天城町、そしてもう1社を相手取って損害請求を出したということでははっきり分かったわけですけども、その前、何月何日にどのような形でそういった話があるということについては、私の中では、定かではありません。

○7番（久田 高志議員）

町長、私の記憶にはっきりと記憶にも記録にも残っているので、よろしいですか。29年の2月に町長のところに私お伺いしているんですけど、お忘れでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

いろんな方が見えるんですけども、久田議員も複数回というか、相当回数見えておるんですけども、そういう話があったかどうかというところは、ちょっと定かではありません。

○7番（久田 高志議員）

そうであれば、その内容についても私は申し上げないといけなくなるんですけども、よろしいですか。

このとき、そういった選挙直後ですから、いろんなお話を耳にしておりました。ほっとくとまずいなと、結局金銭トラブルで係争に行きそうな状況が耳に入りましたので、町長のところに私は相談行きました、何とかするべきじゃないのかと。そ

のときのお答えお忘れですか。その件については、時の前総務課長と話をしてくれと言われて、私は総務課長と話をし、その内容には、本当にびっくりしました。これが本気かと。その後町長のところに、また再度確認に行っているんです。記憶にないですか。

○町長（森田 弘光君）

基本的には、A工区とB工区が工区分けをして仕事をするわけですね。そこには、いわゆる取り合いって、建設用語では取り合いという言葉が生じるかと思っております。それぞれ仕事の進捗状況によって、あなたのところの少し仕事をします。また、一方から、またちょっとそこが残っているのでやりますちゅうところの中では、いろんな仕事の取り合いをして、後でその調整は、私はなされるものだというふうに思っております。そこは、また基本的にはA工区とB工区の受注業者が、そのような形で話し合いの中で解決するものだというふうに、私は今のこの事案が和解終わってからも、私はそういう思いを持っております。

○7番（久田 高志議員）

全く答弁にはなっていませんけれども、記憶にあったかなかったかです。このとき、時の総務課長は大変なことを言われていますよ、大変なことを。その後、町長にお会いして、そう言っているがと、それでいいのかという確認をしているんです、私は。内容については、今のところは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、とんでもないことを言われております。

そういった流れの中で、ちょっといきますけれども、一昨日からの答弁や本日までですよ、全協の中でも、私は逆に町長のお言葉に違和感を感じている部分がございます。要は、事あるごとに相手方、企業の会長、社長、関係した職員等に、今後、相談や協力や要請をしながら調整をしていくと。町長これ要請という意味分かっております。必要なことが実現されるように願い出て求めることなんです。これが実れば、町長まさかと思えますけど、この方々にご協力ありがとうございましたと感謝なんかしないかなと思って。本末転倒だと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

本末転倒とかという話、私の基本的な考え方でありまして。いわゆる調停裁判がありました。そしてその中で11項目12項目にわたって調停は合意がなされております。私はその合意のなされたというところが、やはり裁判所の裁定であります。私はそこあやっぱり裁判所の裁定というものは、しっかりと何というんですか、非常に格調高いとか要請とかいうとまたあれですけども、非常に尊厳の高いものだというふうに私は思っております。そういう中から、あとは私はA工区の企業の方

にも、やはり状況を説明しております。そういう中で、いろんな金銭的な関係を含めて、協力をしていきたいということを報告を受けております。そういう中で、全員協議会の中で言葉として要請とかいろんな協力をお願いしたいということが表現をしたこととなりますけれども、そこについては、またこれから言葉使いについてもしっかりと考えながら使っていければと思います。

○7番（久田 高志議員）

ぜひこの本案の趣旨、そして町長この和解案も意見が割れているんです。町長の都合のいい解釈でばかり、成立しているとか、そういう判断もよろしくないと思いますよ。

そこで、そろそろこの責任の所在、どのように考えているかというところに入っていきたいと思いますが、この大まかに言いますと4千30万に関しましては、議会で否決がなされており、町長責任の下で原案執行という形で支出をされました。そしてこの2千200万に関しましては、第4回臨時会で、私としては、思いっきり反対だったんですけど、残念ながら議会は通過をしてしまいました。これは議会の総意であろうと言わざるを得ません。したがって、これはまた議長に申出だけです。執行部と議会が両輪というのであれば、この2千200万のうちの片方の車輪、半分ぐらいはこの承認をした議会にも責任があらうかと思っておりますので、ぜひ時間を見て、全協あたりを開いていただいて、ざっと計算したら1千100万円、1人頭80万円ぐらいです、掛ける14で1千100万はつくれると思いますので、ぜひこの件に関しては協議をしていただきたいと、これは申入れをしておきます。

今後の責任の取り方について具体的にいきたいと思いますが、賠償の手続について、どのように対応されていくのか、先ほど来あるように、お願いやら要請やら協力をお願いをしていくのかということです。私は、昨日秋田議員も言われました。各課長が10%カット、有り得ん話です、ほとんどの方が、ほぼほぼこの案件に、それこそ最近の言葉を使わせれば1mmも、1μ（ミクロン）も関係ない方々がほとんどです。この全く昨日もあったように、中身の責任がどこの誰かも分からない中で、そのお金を徴収するのは、私は間違いだと思っております。

そういった流れの中で、もちろんこんだけ質問もすれば、刑法については公訴はすることはもちろんだと私は思っております。この民事訴訟について、どのように考えているのか。あなた方は、様々な弁護士のご意見をつぎはぎして、あなた方の都合のいいような解釈をされているだけなんです。これは、どの弁護士が対応されても、恐らく全会一致の意見なんて出ないんです。だから司法の場があるんです。最終的な決着を着ける場所が準備されているんです。そこに向かって行くお考えはないでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

全員協議会の中でも、またこの会場でもお話ししました。また、先ほどいわゆる職員の問題、職員については、そのような観点から、私はいわゆる損害賠償の訴訟についてはなじまないというふうを考えてきております。

そういう中で、私は話合いの中で解決できればというふうを考えております。

また、裁判所の決定というものについて、私はこれはしっかりと尊重しないといけない、そういう中でやってきましたので、私はこれからもしっかりとA工区の受注された業者の中の方々ともしっかりと語りながら、金銭的なそういった協力も求めていきたいというふうに、私は今の時点では考えております。

○7番（久田 高志議員）

金銭的な協力ではないですね、金銭的な賠償を求めていくべきです。

訴訟するかしないかは、また今後の課題としておきましても、まずは私はこれは、民事訴訟、刑事公訴するべきだと思っております。もし、それを実施されて、この和解書が原因で町が敗訴するようであれば、町長、そのときの責任は、私は町長に完全に帰すると思っています。要は、議会承認も得ず、町長の単独でこの和解案を承諾しているんです。これが原因で敗訴であれば、町長の責任だと私は思います。いかがお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

繰り返しになりますけども、今現在時点では、話合いの中で解決できればなどというふうに私は考えているということであります。

○7番（久田 高志議員）

議長、分かりました。合計6千248万2千397円、これ昨日来、一昨日来ありますけれども、町民が様々なサービスを受けるための大切な税金なんです。あなた方のこういった手続の不備、虚偽の尻拭いをするお金じゃないんです。百歩譲って、話合いでこの賠償解決しようと思うのであれば、町長、1円も漏らさず全額の回収に全力を注いでいただきたい。それをお約束してほしいんですがいかがでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

そうですね、またいろんな形で話合いを進めながら、またやっていきます。また、その6千万全額というものについては、ちょっと今、分かりましたというところは答えることはできませんけど、全力を注いでいきたいと思っております。

○7番（久田 高志議員）

この問題をきっかけに、はっきり言って、その悪しき体質です、悪しき体質。過

去を振り返れば、この権力の横暴、隠蔽、そういった体質から脱却をしなければいけないんです、こういうことをきっかけに。本当に大丈夫ですか。某ドラマの一こま引用させていただきますけれども、隠蔽が隠蔽を生むと、その原因は組織の体質にあると。過去をしっかりと正してこそ、未来は正しく開かれると、まさにそのとおりだと思います。過去をしっかりと正す、そこを正せないと、正しい未来は開かないと、本当にそう思います。町長、トップに必要なのは、保身じゃないんです。毅然とした態度、そして正しい判断、私はそれがトップに求められることだと思っております。しっかりと過去を正していただくよう要請しますが、最後答弁をお願いいたします。

○町長（森田 弘光君）

この事案については、大変重く受け止めております。私たち役場内としましても、天城町各種事故事案再発防止対策会議というものを設置いたしました。その中で、検証しながら、進めていきたいというふうに考えております。

○7番（久田 高志議員）

私は、これで今回のこの件に関する質問は終わりますけれども、今後もこの損害金、被害額の徴収に向けた件については、随時質問を続けていきます。しっかりとでき得れば、9月の質問をする前に解決できたなりの報告があればよろしいんですが、先ほども申し上げておりますけれども、刑事公訴の公訴時効も残り、時効まで7年です。五年数か月経過しています。あと1年そこらしかないんです。ちゃんとつけるけじめはしっかりとつける。町長、お願いしますよ、よろしいですか。最後答弁もらって終わります。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

先ほどまた役場の体制としては、そういう対策会議を持っていきたいと、そして再発防止を防いで、再発防止に臨んでいきたいということであります。

また、話し合いについては、鋭意進めていきたいと考えております。

○7番（久田 高志議員）

それでは、これもちまして、今回の質問を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

○議長（武田 正光議員）

以上で、久田高志君の一般質問を終わります。

消毒作業がありますので、よろしいですか、午後1時に再開します。しばらく休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議席番号10番、松山善太郎君の一般質問を許します。

○10番（松山 善太郎議員）

テレビを御覧の皆様、こんにちは。お変わりなくお過ごしのことでしょうか。今回は事が事だけに大変緊張しておりますが、ご容赦願いたいと思います。

さて、梅雨空同様、すっきりしない気分の6月定例会も、最終の一般質問となりました。議会議員の本分である行政への監視と批判の大原則に従い、先般通告してあるところの一般質問を行います。

1点目、多目的総合施設整備までの経緯を問う。

2点目、事業申請から決定、完成までの工程を教示されたい。

3点目、4月に国庫補助金の返納が命令された。詳細の説明を求めます。

4点目、補助金返納に関わった職員の責任の有無をどう考えているか。他の職員、議場においてであります課長さんも含めて、職員の認識はどうか。

以上、4点について、最後ですので急がずゆっくり明確な答弁を要請して、1回目の質問は終わります。

○議長（武田 正光議員）

それでは、ただいまの松山議員の質問に対して答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田 弘光君）

それでは、松山議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、行政運営について。

その1点目、多目的総合施設（防災センター・医療センター・保健センター）の整備までの経緯を問うということでございます。

お答えいたします。

当時、中央公民館と保健センターの老朽化が進み、その建て替えが課題でありました。また、町内に医療機関が1件しかなく、徳之島町まで病院に通われる方も多かったということで医療機関の誘致も検討してまいりました。

そこで、平成24年、役場の中で多目的総合施設対策室を設置し、その施設整備の計画に取り組んできたところであります。中央公民館の建て替えだけでなく、避難所の新設等であれば、社会資本整備総合交付金で可能ではないかということで、名称を防災センターとし、その計画をすることといたしました。

災害時に、避難所へ怪我をされた方や心のケアが必要な方が来ることを想定し、

避難所のそばに医療機関と保健センターを建設するという事で計画を進めてまいりました。こちらについては、奄美群島成長戦略推進交付金で実施できないかということで国や県に相談し、その事業採択を受けたところでございます。

この3つの施設を1か所に整備することで、大災害の非常時において総合防災拠点施設として、すぐに対応できる一次的な防災環境を確保し、安心、安全な町を実現したいということで、中央公民館周辺の敷地を利用して、平成25年にこの3つの施設の設計を行い、平成26年から28年度にかけて施設の整備を行ったところでございます。

2点目、その事業申請から決定、完成までの工程を教示されたいということでございます。

お答えいたします。

議論になっております天城町防災センター新築工事A工区についてお答えいたします。

この事業は、平成25年11月12日に鹿児島県を通して国のほうへ本要望を提出し、平成26年3月28日に内定通知が届いております。平成26年4月24日に交付申請を行い、平成26年9月11日に決定通知が届いております。

その間、資材高騰等の理由で事業費が大幅に増えてしまったこともあり、その調整に時間を要し、平成26年12月5日に繰越申請を行いました。

その後、平成26年度の予算額に合わせて工区分けを行い、27年2月12日に入札を執行し、平成27年2月20日の臨時議会で、この工事の請負契約について議会の議決を求め原案どおり可決されましたので、同日、本契約を締結いたしました。

平成27年3月31日に交付金の請求を行い、一部の交付金を受け取っております。

基礎工事に使用する杭が受注生産、また製作に時間を要しておりましたので、平成27年12月2日に変更契約を行い、工期を平成28年3月24日まで延長いたしました。

しかし、東日本大震災、東京オリンピック等の影響で全国的に労働者が不足していたこともあり、工期内の完成には至りませんでした。次年度へのさらなる繰越しはできないものと考えておまして、平成28年3月24日に町の完成検査を行い、工事を終わらせた形を取りました。その後、平成28年3月31日に交付金の請求を行ったところでございます。

3点目、4月に国庫補助金の返納が命令された。その詳細の説明を求めるということでございます。

お答えいたします。

令和元年12月13日の天城町防災センター建設工事に関する事務検査特別委員会の委員長報告にもありましたとおり、天城町防災センター新築工事A工区は未竣工であり、この報告のために、令和元年12月18日に、私、天城町長と前建設課長及び職員で鹿児島県道路維持課に説明、そして報告に行っていました。

その中で、未竣工工事であったことは、法令上の規定に違背するという事は重々承知している中で、また、私のほうから天城町が脆弱な財政状況にあること、また防災センターが十分に機能を果たしていること等から、寛大なご配慮を検討していただきたいという願いもしたところでございます。

一方では、この工事の未竣工額を把握するため令和元年12月から令和3年3月末までの1年3か月の間、国、県と当時の資料を見直し、精査をしてまいりました。その結果、未竣工額が国費ベースで4千29万8千225円になることを三者間で確認し、令和3年3月31日に国土交通大臣へ報告書を提出いたしました。

その後、令和3年4月12日に未竣工額の返還命令があり、令和3年4月30日に交付金を返還したところでございます。

4点目、補助金返納に関わった職員等の責任の有無をどう考えているか。また、他の職員の認識はどうかということでございます。

お答えします。

午前中、久田議員にもお答えしましたが、この件につきましては、事業主体が町であるということ、管理すべき町に責任があるというふうに認識をしております。

また、関係した職員につきましては、令和2年1月10日と1月22日に天城町職員の懲戒処分等に関する指針に基づき懲戒処分審査委員会を開き、令和2年1月27日に、まず関係職員の処分を行ったところでございます。これから、私をはじめ関係した職員等の責任の度合い、そういったものを考慮しながら解決に向け責務を果たしてまいりたいと考えております。

他の職員の認識ということではありますが、町全体としましては、本件について重く受け止めており、天城町各種事故事案再発防止対策会議等を開き再発防止に全庁体制で取り組んでいるところでございます。

以上、松山議員のご質問にお答えいたしました。

○10番（松山 善太郎議員）

どうも、檻に入っているような気分です……。

まず、今の答弁の中で、二、三、確認をしておきたいと思えます。

質問の2点目ではありますが、26年4月24日に交付申請を行い、26年9月11日に決定通知が届いておりますとなっているが、私が見た範囲では、これ5月

28日じゃないかなと思うんですが、いかがですかね。

○建設課長（宮山 浩君）

交付決定は言われる5月でございますが、県を通じて交付決定通知書が届いたのが9月の11日でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

確認します。

5月28日には分かっていたということですね。

○建設課長（宮山 浩君）

はい、その正確な日付は後々に分かるんですが、必ず4月に交付申請すれば40日後ぐらいには決定通知が下りるということは、大体いつもそのパターンでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

あと一つですね、ちょっと待ってくださいよ。

これは2点目ですね、完成までの工程を教示されたいというので最後のほうになります。次年度へのさらなる繰越はできないものと考えておりましたのであります。これは、非常手段を取れば繰越はできたという解釈でいいんですか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えします。

事故繰越という申請をすれば2回目の繰越はできるんですが、その事故繰越ができる要件に値しないと判断したんだと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

あと一つ、二つです。

3点目ですね、県の道路維持課に上っております。令和元年の12月18日以後ですね。誰にお会いしたのか分かりませんが、寛大なご配慮を検討していただきたいとお願いしてまいりましたと、このときの感触はどうですか。これは町長が行ったんかな。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

12月13日に委員長報告がありまして、翌日新聞等のメディアに掲載されたわけでありまして。その後、また私のほうからそういう事案があったということで県庁のほうへ行って、事業の主管課である道路維持課というところに報告と、いろんな迷惑をおかけしましたということで報告に伺いました。当時は、道路維持課長ほか係の方々と私がお会いをしております。その中で、私のほうからはそういうお話をさせていただきました。非常に財源的には脆弱であるということなどを含めて、そ

して、またしっかりと事務的ないろんなそういう報告はさせていただきたいという話をしました。そのときに特にまた建設課長のほうからは、特にそういう、分かりましたというような意思表示はなかったというふうに私は捉えております。私としては、やっぱり1回行っておかないといけないということでありましたので伺いました。

○10番（松山 善太郎議員）

それでは、質問に入りたいと思います。

まず最初、この事の発端は医療施設の誘致というところから、私は始まっていると思っております。これは20年か21年頃に、後ろにいる同僚の議員が何名か非常に医療施設が閉鎖したり入院ができなくなったりして脆弱になっていたと、それこそ脆弱になりつつあると。それで22年の3月の定例会ですね、お亡くなりになりました徳田議員が具体的にいろいろ質問をしております。例えば、稲田先生とか、例えば沖縄とか、例えば病院をつくるとか、例えば19床の入院施設とか、東天城みたいなのか、これは記憶にございますか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

いろんな各方面の関係する方々と相当回数、議論させていただきました。その中で一番のネックは、何て言うんですかね、病床のある病院が必要であるということなどの報告がありました。その中で、非常に県とやり取りをしたりしながら、病床の枠の確保について議論した、苦勞、難儀があったということをしかりと覚えております。

○10番（松山 善太郎議員）

これを受けまして、22年の3月にこういった議論がありました。

このときは東天城クリニックのような医療施設、もちろん19床の入床がある。東北辺りに例があって木造であれば1億ぐらいできると。これは当時の町長の徳田議員に対する、対すると言ったらおかしいんですが、答弁ですね。23年度の施政方針には初めて医療施設の誘致というのが大きな公約として出てまいりました。その直前が選挙でしたのでね、22年が。22年の公約として医療施設の誘致が入ってきました。この後、11月に視察に行っております。その前にも。視察の件、覚えておいでの範囲内でお願いたします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

私のほうは、その視察には参加をしております。そういう中でいろんな手法がないかということで、確かに木造とかそういう平易な建物であると安い経費ででき

るのではないかとということで視察のほうに伺ったということについては覚えております。

○10番（松山 善太郎議員）

どこに行って、どういったのを見てきたというのは覚えていますかね。これ非常に大事な時点なんですね、この時点。病院の誘致から、いわゆる総合施設、多目的施設にかじを切ったのがこの場面なんです。それまでは2年も3年も医療施設の誘致でずっと走ってきました。この時点から少し様子がおかしくなった。岡山県ですけど記憶にありませんか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

当時の、先ほど対策室というものを設置したということをお話ししましたが、その室長を中心として視察に伺っております。そこには総合的な施設ということで、同じ建物の中に図書館とかいろんな複合的な施設があるということ、そして、また、そちらの行政か病院の方なんでしょうか、1回、我が天城町にも来られて議員の皆さん方を含めているような話合いをしたというところも記憶にございます。

○10番（松山 善太郎議員）

ここで大きくかじが切られております。哲西町というところですね、岡山県新見市。建物の名前は、町民総合センター「きらめき広場・哲西」ですね。この中に歯医者さんとかお医者さんとか、もちろん役場も入っております、図書館とか。こういった総合施設なんですね。これを見たら飛びついたわけですね、これがいいと。その年に明けますと24年の施政方針では、私が一般質問で出しました医療施設の誘致と多目的総合施設の建設推進、それにプラスして対策室を設置すると、これが24年です。結局24年の7月かには、その当時の保健福祉課長だった徳田さんが室長になって、この多目的施設の建設を模索し出すわけです。もちろん私は、この時点でも反対しておりますよ。病院が先じゃないのと、何でそんなのに走るのと。だけど、止まらなかったですね、多勢に無勢でありました。これから、こういったことも言っておりますよ。そういうのを造ると10億、12億という話が出ましたので借金がかさむんじゃないのと、3億の持ち出し丸々借金したら、せつかく70億、71億までなっているのに借金が75億になりますよと、また。大久町長は、町債の発行を抑える、もちろん借金はしないということでですね。返す刀で、普通建設事業を見直す、緊縮財政に持っていくというわけですよ。私は、その公共事業は7億か8億か必ずやりなさいと、初めからそういった主義ですので、全然路線が違うわけです。あと25年の施政方針にこれがイの一番に来る。医療施設の誘致と多目的総合施設の建設推進ということで来ました。この中で、25年になりま

すと、町長がさっきおっしゃった多目的総合施設が出ておりますね。この頃、25年頃には今の16億とか17億という金額ではございませんでした。どれぐらいの金額だったか町長思い出してもらえますかね。

○町長（森田 弘光君）

総合的な施設ということの中で、概算要求をした中で、実際概算要求等実施設計というのがあるわけですけど、実施設計した中で、4.5億円ぐらい足りなかったというところまでは記憶がありますけど、その前までについては、ちょっと今、具体的な数字は持ち合わせておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、この当時ですから、多分もう副町長になっていますのでね。25年の第4回定例会、26年の第1回定例会、同じ数字を出しております。防災センター9億、医療センター1億3千万、保健センター1億5千万、11億8千万、概算で12億ぐらい、こういった数字が出てきたわけです、26年の第1回までに。26年の第1回では面積も出ています。防災センターが2千614m²、医療センター581m²、保健センター815m²、いずれも第4回も26年の第1回も同じです。70%が交付金の予定だと。ここから走り出しているわけですね。先ほど町長が言いました、私が確認をしました事業申請になるんです。いまちょっと、その事業申請に至るまでの課の設置、動きを覚えている範囲内で結構です、町長お願いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

先ほどの多目的施設の室ということの中で、当時の保健福祉課長でありました方と総務課にいました職員、2人がいたわけでありまして、いよいよ事業申請、そういったことになってきた時点で、事務的などころはいざ知らず土木のそういった面については、なかなか対応できないという中でその窓口を建設課のほうに移したという経緯があるというふうに承知しています。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、建設課に移したのは防災センターの発注後だと思いますよ。もう一つ、医療センターが先ですかね、医療センターを発注する時点でその頃だったと思います。補助金の申請から工事の1回目の発注までは、全部総務課でやっていると思います。その後工事が始まってから、B工区からか、その後です。それまでは総務課のほうで全部やっております、対策室のほうで。このときの具体的な金額、補助金請求を最初です。平成26年4月24日に交付申請を行いましたと、私の認識では26年の5月28日に決定通知になっておりますと。このときの金額を把握しておれば建

設課長でも町長でもお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

交付申請額、決定額です。8億982万9千円。天城町総合防災拠点施設整備に係る部分でございます。

○10番（松山 善太郎議員）

ということであります。この時点では、私はそれでも高いと思っていたんですがね、執行部の認識としては8億でできるという認識で補助金の交付申請を出しているわけですね、間違いなく。決定通知も5月28日付で、先ほど9月に届いたと言っていますが、とにかく4月の24日に補助金申請を出した、8億で。決定通知は5月28日付で来た。最初はこのようなものだったんですよ。

ところが、誰かがとてもじゃないがこれじゃ無理ですよと、やっちゃおられんちゅう話になったんでしょね、これからですね、活躍が始まるのは。6月24日、この後ですよ、補助金の交付決定を受けた後、6月24日、7月24日、8月12日と立て続けに設計士の衛藤中山さんとお会いになっています。これは3回とも副町長は同席しております。この衛藤中山さんと会ったのは最初の3回です。この後県庁にも行っていますのでね。この3回会ったのが天城で会ったのか鹿児島に出向いたのか、この辺を聞きなさいと書いてあります。

○町長（森田 弘光君）

行って見なければ、実は、ちょっと時間……。

中央公民館というお話の中でなかなか文部科学省の中で事業がないということで、さあ困りましたということの中で、中央公民館の天井が落ちてきたとかいろんな話の中で道路維持課のほうに行きました。その前に都市計画課のほうにも行きました。いろんな事業課を回ってきた中で、道路維持課の中で社会資本整備交付金の中で防災という事業があると、その中で、やはりいろんなその防災の中で、避難するとか施設ですけど、これが今来るかも分からない、20年後来るかも分からない、そういうことがあるわけですけども、その間、有効利用ということで町民の方々への防災教育ですとか、また町民のための学習とか、いろんな多目的に使えるということであれば、その施設が有効利用できますよね。そういう観点から、防災という観点から事業を採択したらどうですかという、いろんな話の中で出てきました。

それで、そのときに既に第一次の締切りは終わりました。そして、たしか10月頃にもう1回、二次ということなんでしょうかね、二次申請を受け付けますので、もし、それまでに何か準備があれば、私たちも考えますということがありました。

そういう中で、概算要求ということで上げてきたのが、その金額でありまして、

いよいよその概算要求額で国とやり取りして、先ほど宮山課長のお話があったかと思っております。そういう中で実際設計を進めていく中で、とてもじゃないけど天城町が申請した額では、天城町の要求している建物についてはできないということがあったかというふうに思っております。そういう中で、いわゆる設計会社とは会っております。私の中では徳之島、地元で会っていると私は認識をしております。そして、その後、国土交通省まで行ったり来たりしながら、実施設計額に見合う額まで何とか予算が獲得できないでしょうかということがあったというふうに私は認識しております。

○10番（松山 善太郎議員）

衛藤中山という設計事務所と、これ非常に、この4月24日に事業の申請を出しておりますね、26年4月24日。その前に衛藤中山さんには基本設計、実施設計を出しているわけですが、事業として。分かりますか、記憶にありますかね。25年度に、もう1回言いますよ、基本設計と実施設計を衛藤中山さんに入札を出してあります。お分かりですかね。

○町長（森田 弘光君）

基本設計、実施設計というものは、その概算要求が終わった段階だったというように思っておりますが。（「その前」と呼ぶ者多し）

○10番（松山 善太郎議員）

これは、25年度には当初予算で組んであるんですね、思い出してくださいよ、6千万。6千万組んだ。2千700万ぐらいで多分落札しました。あっちこっちだからね。6千万で当初予算を組みました。2千593万、2千600万で落札したんです、衛藤中山さんが。これが25年の10月ですよ。10月25日に契約をして26年の3月が工期です。その後、1か月もしないうちに補助金請求を出しているんです。そんなに数字が違うはずないんですよ。この後、衛藤中山さんと町長、ここにいらっしゃるから副町長と徳田室長他2名とか書いてありますから町長も入っているんでしょうね。衛藤中山さんと3回会っています、6月、7月、8月。何を要望しているか、衛藤中山さんにね。無理難題を言っている。増額してくれと言っている。金額を増やしてくれと。衛藤中山さんが言ったんじゃない、こっちから8億じゃなくてもっと金額を増やしてくれとここから要請している。7月、8月には、それとひっくるめて計画を変更してくれと、日にちを延ばしてくれと、こういったことを言っている。町長、思い出してよ、一生懸命。この後です。8月20日と28日に鹿児島、8月に2回道路維持課のほうに行っております。これは覚えてますか。

○町長（森田 弘光君）

まさしくその中で概算要求してきた金額と大体実施設計の額が相当な乖離があるということで、いわゆる乖離した額について国のほうともう一回再度予算要求できないかということをお話しし、お願いしたという経緯があると認識しております。

○10番（松山 善太郎議員）

大事なのはね、ここなんですよ。衛藤中山さんは3月の時点まで実施設計をした。10月の25日ですかね、11、12、1、2、3、5か月間で概算要求であれ何であれ8億という数字を出してきた。これは補助対象ですからね。後で8億7千900万、8億7千万ぐらいになっております。町単が入ってきます。この時点で、その後すぐじゃないですか。補助金の交付決定額が5月28日に来た、分かった。その後6月、7月、8月と衛藤中山さんと3か月間一生懸命打合せしている。8月には道路維持課のほうに行っている。これ天城町が要請しているんだ、金額を増やしてくれと、工期も延ばしてくれと。その前に工期があるわけですよ、工期が。工期みたいなのが。26年の7月1日から27年の2月27日まで8か月間、これでいきますよというのがあって、補助金請求の時点で。覚えていないですかね、全く。

○町長（森田 弘光君）

そこで、私の記憶の中では、実施設計と概算要求が4.5億円差が出てきたというところを、そこをどうしようかという話の中で、私は県の道路維持課のほうに行って、国のほうとまたもう1回予算要求をしていただけないかということをしたというのが、私の中での、今の、これまでの流れの中に入っているんですけど、その中に、今、松山議員がおっしゃるように、こちらから額を設計業者の方に言うなれば無理やり増やしてくれといったような記憶というのは、私の中には入っておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

これは、私たちもちょうどこの頃建設経済の常任委員会におりまして、金額がどんどん跳ね上がるものですから、衛藤中山設計事務所の誰かを呼んで委員会を持ちました。そのときそう言っていましたよ。これじゃとてもじゃないができないから規模を小さくしてくれと。そしたら役場は、規模は絶対小さくできんと、それでいってくれと、その大きさを。その金額と大きさを押し問答やっていると。役場が一切うんと言わないと、その大きさをいってくれと。うがった見方をすればね、町長、この年に8月の28に道路維持課に行っていますね。この後、11月の16日に国土交通省に行っている。このときに金額が幾らだったかは後で分かることでありまして、そういう具合にして国土交通省まで行っている。妙に思わんといけないのが、この26年の11月の初めは、もう既に選挙戦真っ最中なんですね。選挙戦真っ最

中だ。うがった見方をすれば、これじゃやったらんと金額を増やせと、役場がこの金額でできるかどうかだなんていうの、そんなに分かるはずないですからね、衛藤中山さんが、おいこれじゃとてもじゃないがと言ったのかどうか、役場がどっかからか言われて金額を増やしてくれと言ったのか、これは定かではない、もう霧の中だ。だけど、考えようによっては、どっからか圧力がかかったかも分かん。取る人決まっているわけだから、2人。工区分けもこのときに話している。工区分けで何とか調整できないかという話もしている。で、工区分けをして、その8億に後で7億をプラスして15億にしたんだ。取りあえず8億。27年度にさらに7億増やして、今の15億になったんだよ。工区分けの話もやっていると、ちゃんと工区分けで対応できないかと、工区分けだけでは無理ですよと。で、道路維持課に行って国交省まで行った。それ行ったというある程度の記録は残っている。それは、そちらから出してもらった裁判所に出した書類の中に添付書類として載っている。こうしてこうして、誰と誰と誰と行きました。誰と誰と誰と会いました。これは内部から出た話だ。業者が分かるわけない。申立人の徳山さんから出た話じゃない。役場の中から出ている話だ。誰と誰と誰と出たというのはちゃんと書いてありますから。国交省まで行ったことは間違いありませんかね、11月6日に。で、言い方は乱暴ですけど、めでたしめでたしで16億になったんだ。やられたほうはたまったもんじゃない、天城町民は。8億でできるよと言って補助金申請は出した。それじゃちょっと待ってくれと、入札もしないで、ずらっと引き延ばして11月の6日まで引き延ばした。11月の6日に国交省に行ったんですね。この後、どういったいきさつで、次は7億を補助金申請を出している。明けてすぐ、27年の4月1日すぐ、その前の8億は有効だ。だから、その8億で取りあえず入札を出したんです。これが27年の2月だ。こういったいきさつがあって、生い立ち自体が非常にいかがわしいんですね。違うと思いませんか、病院の誘致だった、哲西町に行った、大きな建物、きれいな女の子を見た。こっちのほうがいいと飛びついたので、その当時、執行部プラス何名かの議員が。やらせみたいな質問もしている。哲西町みたいな造ったらいいがねと。誰々とは言いませんがね、会議録見ればすぐ分かる。25年の12月、最後の議会だ。そういうのを造りなさいと言ってね、町長にやらせの質問、「造っちゃいましょう」と口癖で、そういったお話になっている。ですから、あの阿布木名線、この当時の図面では、これは本会議でも取り上げています。あの阿布木名線は公民館につながっているような形で申請書はなっていますが、ご存じですか。

○町長（森田 弘光君）

1点だけ、言わば会場の座席数の問題でいろんな議論をした。600議席、文化

センターみたいなものから、固定式からいろんなそういう議論をしたのかなというように記憶しております。そして、最終的に360議席まで落ち着いて、今の規模になったかなというように思っております。

その後、いわゆる防災センターは、社会資本整備総合交付金事業のいわゆる効果促進事業ということで本体工事、A工区、B工区という、これまでの議論と勘違いするんですけど、私たちはA事業と言っていますけども、本体事業の道路事業がやはりその建物、施設についていかに効果を発揮するかということがありまして、本体工事とそれを効果を検証するための施設ということで、私たちB事業と言っているんですけど、B事業があります。

そのために、その理論としては、北部方面がいろんな地震、津波が起きて今の県道が北部は低いので、言わば壊れて使えなくなるかもしれない。それで、今の山手のほうを越えて旧生コンの前を通過して下に下りて防災センターに行こうというのが、その流れの中でありました。そのために流れの中で、県道から通って交差点を通過してそこを下に下って防災センターに避難しましょうというのが、この全体の流れでありました。その中で防災センターを造りました。だけど、実際の本来の目的の避難道路としては、非常に、向こうが事業所がありますので、難しいねということまでありました。もともとは、今のAコープの前に道の計画があったということは承知しております。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、私が言っているのはね、防災センターを造るときに、いわゆるテレビを今見ている方々も理解が難しいと思うんですがね。阿布木名線が本体事業なんですね、本体事業。阿布木名線の効果促進事業で公民館がある。当時も言って回っていますよ、私が。おかしいんじゃないのと。そこに防災センター、17億、15億の防災センターがあって、そこに効果促進で道を造るのであれば、話は分かる。道を造って、効果促進事業で後から避難施設の防災センターを造ると、どうしても順序が違っていると、この当時も言っておりますよ、議会の中でね。

しかもだ、阿布木名線が真っすぐつながっているかねと。あんた、あそこつながっていないはずじゃないのと。国の役人は書類見るから分からんけど、分かっているほうはたまったもんじゃないよと。

そういったね、病院が公民館に化けたり、ない道があったり、もともとそんな難産をするような建物なんですよ、あれは。金も8億。まあ、全部、全部ひっくるめて12億だったのが、結局20億になった。6割、7割ぐらいの増ですね。そんな乱暴なことするもんじゃないよと何回言っても、もう聞かなかつたですよ。残念ながらトップに立つと建物造りたいんですね、箱物を。箱物というのは道路のほうだよ

っぼどいい、道路よりは住宅ほうがよっぼどいい。ああいうのを造ってどれだけの効果があるかということですよ。裨課長にも注意したいんだけどね、体調悪そうだから。

いや、この前、台風のときに避難をしたから、まあ、一応目的は達しているだなんて言って、言いよるけど、20億もお金かけて、たった1回避難しただけで、まあ、これからもあることでしょうから大目には見ますけど、20億で150とか200名が避難したから、まあ、一応防災としての目的を達しよったなんてことはちょっと認識が甘い。で、あそこはね、そういった難産しそうなものなんですよ。

衛藤中山さんにもちょっとだけ触れておきたいと思います。衛藤中山さん、このときの1回目の入札、多分、非常に無理をなさっている。

このときの入札の予定価格が5千万なんです。予算は6千万でした。これを5千万で予定価格を設定している。まともに競争している。2千593万で取っています。落札率51%。半分値段で取ったんだね。これは9名の、9名の相手がいた。これが25年の10月ですよ、町長ね。かなり遅い。これも何があったか分かりませんが、当初予算で6千万ある。だけど入札をしたのが10月21日なんです。遅過ぎる。ここら辺から、もう既に出だし自体を間違えているわけですよ。私なんかには言わせると、とろとろとろとろしている。まあ、そういったタイプがやっていたかも分かりませんがね。これの工期が3月20日。で、ここで上ってきたのが、さっき言った8億なんです。補助対象が8億。実際に工事の金額が8億7千万ぐらいでしたかね、町単がそれぐらいあって。ですからね、ここら辺も非常に、衛藤中山さん、ここで非常に無理をした。

一つ、入札の在り方という件で建設課長に一つだけ、確認、お伺いをしたいと思います。

予定価格というのを普通つくりますね、予定価格。工事のためにつくるとは思います。予定価格というのは制限はないわけですかね。その時々で、その当時の入札の執行をするたびに、どうでもまあ、どうでもいいちゅうたら、また語弊を招きますけど、どうでもいいものなのか。ある程度は目安があるものなのか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

予定価格は、今のところは100%、ほぼ99.9から100のほうになっております。

○10番（松山 善太郎議員）

であれば、あんまりいろいろ言えませんね。この後の工事、衛藤中山さんの工事はほとんど100%で、予定価格なんですよ。

あと、監理、工事の監理があります、防災センターと医療センターと。ここはもう全部、今課長が言っておられるように100%でうっている、ほとんど。で、99. 幾らで入札している。もう、満額、入札あつてないようなもんですね。で、この1回目に無理をしたご褒美かどうか分かりませんが、今言った、防災センターの監理業務、保健センターの監理業務、あと医療センターの監理業務、この入札を、町長、普通何名ぐらいでやるもんですかね、入札。これは2千万、550万、520万です。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

いろんな実施設計、そういったものについては最低3事業者以上だと思っています。普通は5業者を、まあ、行ったり来たりだというふうに私は思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

これね、まあ、2回目、3回目と私書いてあるんですがね、1回目は9者で入札しておりますね。これ、まともに競争している。2番目が3千万ですからね、6割ぐらいでいっている、予定価格96%。今、課長は99か100ぐらいと言いましたが、これ予定価格、96、うっているんですね、1回目の入札。で、2回目、3回目、4回目の入札、町長、指名委員長ですよ、このときは間違いなく。26年ですからね、25年が1回目で、26年の4月、5月、7月ですからね。これね、衛藤さん、一人で入札しているんです。後で見て、びっくりしましたがね。記憶にございますか。

○町長（森田 弘光君）

私の中には記憶はございません。

失礼、あのですね、例えば、こういう場面があるかと思っております。

実施設計をしますね。あとはその施工監理、そういった場合にはその実施設計をした人が一番その内容的に詳しいということで、そのいわゆる実施設計じゃなくて、その施設の実実施設計、そして次は完成までの監理ということを経営を委託するわけですけども、そこについては、実施設計を受注した業者のほうに施工監理についてはお願いするという場面もあるかと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

これは予定価格に対して99、99、99で落札をしているんです。ほぼ満額ですよ。

だけどもね、まあ、分かりますよ、実施設計をした人がやった人がいいだろうと。しかし、監理というのは、監督の監じゃないですか、普通。監査の監だと思いますよ。

その監理業務をするのに実施設計をした人がやるのが普通なんですかね。それは別の人をしたほうが、いや、今、そういう具合になっているかも分かりませんよ、分かりませんが、設計をした人と、それを実際にきっちり施工するかというのを監理、監督する人は別の会社のほうがいいような気がするんですけどね。

これから、いっぱい住宅とかいろいろありますから、やっぱりここら辺は、まあ、考えとってもらわないと。実施設計を取った、後はもう競争相手も何も、何もいなくて取る。何もいなくて取るちゅうのに、一つ問題がありそうだから言っております。

2回目の防災センターの、2回目というよりも防災センターの監理業務、これは1千500万ぐらいで予算を組んでいるんです、最初。で、後で調べて500万か幾らか、防災センターの工事費から流用している、流用している。で、2千100万に増額している。1千500万、1千五百何十万だったのを2千100万にね、流用して増額した。流用された先が、今度は、面白いことには入札をしようとした。設計額が足りなくなっているんですね、ほんの僅かだけど、たくさんの金額じゃない。入札を、もう1回いきますよ、A工区から工事費を多分流用したんでしよう。補正で落としている、少し。たらね、A工区を入札しました。

その前にもう一つだけ聞いておきます。予定価格というのは公表するんですか、業者さん全部御覧になるんですかね。

○建設課長（宮山 浩君）

予定価格は2千500万円以下の工事の場合のみ公表でございます。委託は公表しておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

うん。

○建設課長（宮山 浩君）

委託の入札の際は公表しておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

建物の工事は、建物。例えばA工区は。A工区は。

○建設課長（宮山 浩君）

A工区は公表しておりません。

○10番（松山 善太郎議員）

していない。2千500万円以下、分かりました。

だったら、別に、また聞いてみたいことがあります。

じゃあ、その前で、このA工区の工事で再入札をしているんですが、記憶にありますかね。町長、もちろん立会いでいますよ。執行調書に、立会者になっている。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

この総合防災拠点センター、医療センター、それから保健センター等々、非常にその、その当時の社会情勢とその設計とがなかなか合わない、そういった状況の中で1回で落札できなかったというケースがそれぞれの工事の中であったように記憶をしております。

○10番（松山 善太郎議員）

まずい答弁ですね、非常に。これ、この当時の淵上さんのところが僅か100.1%で入札をしている。もちろん駄目ですね。

2回目入札した、98.3。これで多少、予定価格あたり、設計額から金額は落ちたようなからいいようなものを、その次、B工区、医療センター、保健センター、これは99.2、99.7、99.7で入札、落札しているんです。淵上さんのところは98.3です。1.7%切れたもんだから、たまたま予算の範囲内で収まった。500万流用して、これ、99.7ぐらいで落ちたら、とんでもないことになりよった。我々は分かりませんよ。補正で組んでそろっていけば分からないんですがね、非常に危ない、危ない綱渡りをしている、ここでも。非常に、こういったところは割ときっちりできる人だと思っていたんですがね。ずさんだよ、やり方が。もしものときにどう、どうしますかね。

それとね、課長、公表しない割には、公表しない割には99.2、99.7、99.7。まあ、あんたんとこで何か細工しているんじゃないの。こんなにきっちりいきますかね。まあ、これは、うがった話で、冗談ですけどね、半分は。まあ、やはりここら辺は、後で、これ、もしもう1回書類を見るような国の機関が入れば、こういったのも見るんじゃないですかね。私がぱっと見ても気がつくぐらいですからね。書類の頂いたのは先週の金曜日あたりですからね。四、五日、一生懸命見たらこんなのが見え隠れする。非常に危ないことをやっているような気がします。

で、もう、2番目まではこれでいいんですかね。議長、休憩お願いします。

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。2時15分に再開します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。松山議員。

○10番（松山 善太郎議員）

先ほどのちょっとした続きからいきたいと思います。

工事が工期内に終わらなかった一番の原因は、発注が遅くなったということだと思いますが、これでいいでしょうか、町長。

○町長（森田 弘光君）

そうですね、今議論がありますようにですね、いろんな資材高騰そういったことが要因としてあるんですけども、その発注のための調整準備がなかなか手間取ったということだというふうに私は考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

先ほどのところで念を押しておきますが、一旦、26年の3月には概算の金額が上がってきたと、それで補助金申請を出した4月24日に、5月28日に来た、6月24日、7月24日、8月12日、これが中山さんと増額と計画変更の打合せをしています。8月20、28の2回が、道路維持課に行って同しようなお話をしております。

ここからまた遠いんですね。11月の6日ですからね、9、10、11、2か月ちょっとしてから国土交通省のほうに行っております。これは当時の副町長、町長は行ってないようになっています。徳田君と道路維持課が行っております。この間ですね、先ほどこれを見ますと26年の12月5日となっておりますが、最初は26年の7月1日から27年の2月、26年度中に工事は終わるという予定で最初の申請を出しているわけです。先ほど町長が言った26年の12月に繰越申請を行ったと、ここで27年の1月5日から27年の8月31日なんですね、これは26年度の末期に発注して27年度の8月には終わるということで、繰越申請をしておりますね、ここで1回繰越申請をしているわけですね、工期変更とは違いますが、繰越申請をしている。その後ですね、28年の1月20日まで工期を設定した、これをもう1回、3月24日まで工期を変更しているんですね。既に2回、工期変更ではないんですが、2回繰越しをしているわけです。やっぱり3回目があるかとなると多少これは取り繕うても事故繰越で繰越は難しかったかも分かりませんね。今、町長がおっしゃっているように、計画を変更したり、増額を道路維持課あたりに働きかけている間に日にちがどんどんなくなって27年の2月20日が工期ですかね、27年の、入札は、課長、いつでしたかね。1月の、1月12日か。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

入札は27年の2月12日です。

○10番（松山 善太郎議員）

ここでもう一つまた念を押します。福課長、債務負担行為で伝票を起こしま

すね。このケースでは2月12日が入札、これは2月の20日でしたかね、臨時議会は、臨時議会。これは、債務負担行為はどの時点で普通起こすもんですかね、12日入札、2月20日は臨時議会もちろん、必要になりました。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

入札後、臨時議会で議決を経るということになりますと、その後が契約ですので、契約時に負担行為は発生するということになります。

○10番（松山 善太郎議員）

20日以降ということでもいいんですか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

そういうことになります。

○10番（松山 善太郎議員）

私がさっきから金額を上げるためにやったんじゃないのとか、極端に言えば業者に便宜を図ったんじゃないの、先ほどから出ていますが、質問でもね、ここでもそういうのが見え隠れするんですね。27年の2月12日、入札の日に支出負担行為を起こしてるんですが、ありですかね、仮契約は2月17日です。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

はい、お答えいたします。

その事案については、私は直接分かりませんが、通常でありましたら契約の締結時ということであります。

○10番（松山 善太郎議員）

最初は、ぱっと見てあんまりぴんと来なかったんですがね、見ているうちに2月17日という数字が見えたんですね、2月17日、これは仮契約なんですね、2月17日。議会が2月20日ですので、2月20日以降でないとこれはあり得ないと思ったんですが、支出負担行為が2月12日にしているんです。要するに、この前から同僚の久田議員が言っていますように、とにかく前のめりなんですね、会社のために。入札が終わったらその日のうちに負担行為を起こしている。町長が言うみたいに、一日も早く工事を終わらせたいという、そういった焦った思いもあるかも分かりませんがね、この時点では全然関係ないですよ、入札したばかりですからね。なぜ20日まで1週間、通ると分かっているんですね、通ると見越している、100%通ると。だからといって2月12日はないんじゃないのという話ですけどね。ここら辺も今後は、やっぱり締めるところは締めていかないと、今現在もあるかも分かりませんよ、厳密に見たら。やはりここら辺は、ぱっと見て気がつくわけ

ですので、何やかんやして12月の2日に工期変更、1月の20日から3月24日に工期変更していますね。その前にもう1回、繰越しをやっているわけです。26年の7月1日から27年の2月、26年度中に終わるとやっていたやつを27年の1月5日から26年度からまたがって27年の8月31日に終わりますよとやっているんだ。だから1月5日の入札がたまたま2月12日になった、1か月延びた。だけど工期は大幅に延びています。1か月どころじゃない。28年の1月20日まで4か月ぐらい延ばして工期を取っている、初めより。これはどうも不思議でなんののですけど、当初これのできるという計算で、衛藤さんも、これは金額は8億なんですよ、金額はそんなに動いていない、その後から丸々徳山さんのこの7億が乗っかってきますのでね、もともとの8億なんです。4か月も工期を延ばしている、当初より。それでも間に合わないというのは、まさにやり方がずさんとか、怠慢とか、なっていないとか、それしか考えられませんよ、4か月延ばしてあげたのに間に合わなかったちゅうのは。だから、そこら辺変更の工程表を見たら、12月の初めですのでね、11月の末のところに見たら、11月の末に終わるべきところが触ってもない部分がすごくあります、その工程表の中に。何をしていたんだろうねと思うぐらい、例えば鉄筋、例えば鉄骨、例えばコンクリート。11月で終わるべきところが全く触ってもいない、12月以降に回っている。だからこの間もどういった理由で工事ができなかったのかなあと、衛藤さんはどういった管理をしたのかなあと疑わざるを得ないということですよ。謀議とまではいいませんが、ここら辺ずっとなあなあまあまあで、やっていたんじゃないかなという気がします。

3番目の返納金が命令されたところにいきたいと思います。

これは、3月24日に引渡書、引受書、検査調書、支出命令書、同じに全部一緒になっているんですが、これは、町長、昨日から言っているんですがね、状況は知っていたと言っていたんですが、もう1回、建設課長の判断で完成届を出してもらいと、建設課長が勝手に完成届やら出したような言い方をなさっているが、決してこういうことはないと思いますが、ここらの認識をもう1回お願いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

伝票の支出負担行為伝票ですとか、また完成届の書類とかいうことが出てくるわけでありまして。そこら辺については、またしっかりとその主管課のほうで、きちんと道理が通るような形でつくっていかないといけないわけでありまして、そこについてちょっと私のほうでは、その日にちの中身とかそういったものについては、詳細についてちょっとチェックが足りなかったんだなということでありまして。ただ、3月24日、いよいよ完成ということでありましたので、以前、工期が遅れると、

いわゆる工期内での完成については難しいという報告を受けておりました。その書類についてちょっと日にちとか、チェックしなかつたところについては、また改めて、やっぱりしっかりしないといけないというところは改めて痛感しているところでもあります。

○10番（松山 善太郎議員）

これですね、町長も当然状況は知っていたということですので、次の責任のほうに行きますけど、その前に、特別委員会から提起された履行遅滞の損害金の請求、これは今でもできないというお考えですかね、工期割った分。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

先ほどから話しておりますとおり、弁護士2名の方にも相談をしております。なかなかこの件で、今回、検査調書、検査をして工事を受け取っている以上、難しいのではないかという判断です。

○10番（松山 善太郎議員）

だけど、歴然とした証拠が残っているわけですよ、もともと5月14日に、工事の完成は3月24日に一応終わったことになってるんですが、実際に役場で把握したのはいつまでですか、いつですか。

○建設課長（宮山 浩君）

実際に完成したのが5月14日になります。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、これね、5月14日に国交省のほうにも書類出したわけでしょ、5月14日に終わったという確認でね、そんなに大した金額じゃない、ルールはルールですのでね、やはりいろいろ追い金は、これこそ下手な相談より簡単にいくと思いますよ。5月14日、もっと証拠があるわけですから、5月14日に終わっていないという証拠が、書類の中にいっぱい残っているわけですので、裁判記録の中にも。まずいことには、A工区を徳山さんに下請で発注を出している、下請で。それにちゃんと何月何日A工区の何々をやってくれという、こうやって発注を出しているんだ、もうばればれだよ、これは5月14日以降なんだ、出しての後、工事もしてますからね。5月いっぱい100%終わっていない、6月いっぱい終わったかどうかも怪しい。

だから、そこまでやっているわけですからね、5月14日あたりまでの追い金ぐらい払うのは、私はお安いご用だと思いますよ。法的にできる、できないとか弁護士は言いますが、法的にする前に、追い金というの伝票切ってぱっと投げれば払うんじゃないの簡単に。そこら辺のやり方は。町長。

○町長（森田 弘光君）

いわゆる工事の完了日が遅れたということについて、B工区の施工業者の方からA工区の人、そしてまた天城町、そしてもう1社ですけども、そこについて訴訟を起こしております。そして、裁判をされていて調停が和解が解決するわけでありですけども、そこを含めていわゆる裁判所のほうから、いわゆる、この、今、訴訟に含まれたことについては、和解をするということで何ら債権責務が、債務がないということを確認したということを経験して決めたということが一つあるわけですね。そういう中で、じゃあこれから、このことについてその和解をした中でいろんな、工期の遅れもそこで指摘されました。そういうことをみんな含んで和解をしたということが一つあるわけですので、さてそこをもう1回起こして請求をするかということの中では、今、弁護士先生方もおっしゃっていますけども、難しいんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、今、5月14日までのいろんなそういった金額について請求したらどうかということでもありますけども、今日午前中お話ししたような形で、損害請求という形ではなくて、協力していただきたい、分かりました、そこについては、これから会社としても誠意を持って対応していきますということで今来ております。私はそこについて、裁判所の決定、さらには会社側の話合いで何らかの金銭的なそういった協力もいただければなというふうに私は考えております。そのために今、松山議員がおっしゃるような5月14日までの日にちを計算してやるとかいうことではなくて、もうちょっとそこについては話合いをさせていただきたいと思えます。

○10番（松山 善太郎議員）

あのですね、町長ね、これ次、後々に行きますけど、やはり、そのルールはルールとしてですね、その4千万のお金に関しては、いわゆるグレー、業者と町長も含めて、大久町長も含めて、グレーな部分がかかなりあるわけですよ、誰が悪い一概にいえないのが。しかし、完成届を出した、受けた、誰が出せと言ったか分かりませんがね、これは明らかにルール違反ですよ。それ全部ちゃんと決済が落ちた、金も払った、間違っただけをしたら誰彼が責任じゃなくて、その方々が責任を負うのが当然だと私は思いますよ。

それと、その徳山さんと淵上さんの裁判とこの工期割ったの、私は全然関係ないと思うんですが、この工期割った件に関しても、この裁判の中で話したわけですかね、工期割ったことはないことにしてくれと、それでいいですよと、天城町はそういったお話をなさったんですかね、この中で。それは絶対請求できないとなると、そういった約束をしたのかという話になりますよ。裁判で、工事したからお金ちょうだいと、いやちょっと待てと、それと淵上さんが工期割ったのは、全然別個の間

題じゃないですか。申立人の徳山さんが工期割ったからお前役場に払えだなんてことは、私は一言も言っていないと思いますよ。やりとりのうちにひよっとしたら役場が、まあお互いさまだから工期割ったことはないことにしようかと、こう軽く言ったかも分かりませんがね。この裁判自体とは別個の問題ですがね、違えますかね、工期割ったというのは。

○町長（森田 弘光君）

ちょっとそのいろんな複数回調停のための話し合いをしておりますので、その内容についてちょっと私つまびらかではないんですが、いわゆる結果の中では、いわゆる債権債務がないものということで、和解をしているということであります。

もう1点、その工期については、いわゆる平成31年2月7日で調停申立てということで、B工区の受注業者がA工区の受注業者そして天城町、もう1社については、損害請求事件を申し立てているわけでありまして、その申立書の中には、天城町とそのA工区の方で損害については払ってくれということは、申立てはして、訴状としては申立てをしています。その中でそれについては、ないものにしてくれとかという話について、ちょっとそのこれまでの中の経緯については、私の中ではつまびらかではございません。

○10番（松山 善太郎議員）

そこをもう1回考えてみてください。裁判所の書類もかなりずさんじゃないですかね。一番最後、前でこういうのがありますよ、「この調停条項に定めるもののほかに、何らの債権債務権債務がないこと相互に確認する」と。債権の権と債務という字が余分に入っている、三字、印刷の中に、こういうのもいい加減ですね、徳之島土木出張所というのも書類の中にありますよ、40%できているという中間払いかな、あと100%できているという徳之島事務所の建設課の裏書がある、その書類は徳之島土木出張所長となっている、印鑑は徳之島事務所長になってる。こういうのも見ないのかね普通、突っ返さないと、県にお願いばかりせんとたまには、頭からこりゃ何だと言わんといけないと思いますよ。

あともう1点です。この場面で。

雨漏りの補修をするように特別委員会で申し入れてあります。この雨漏りの補修は、ちゃんとやっているのかどうか。

○建設課長（宮山 浩君）

ただいまB工区を受注した業者が原因を一生懸命究明して、まだはっきりとした原因究明には至ってはないんですが、多分ここであろうということで、今、鋭意補修しているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

その雨漏りは、まだ原因はA工区なのかB工区なのか分からんわけですか。

○建設課長（宮山 浩君）

一応防水工事ですので、B工区ということで10年補償が出ていまして、下請B工区の下請業者の方が多分うちだろうということで、今原因を追究しているところですが、絶対ここだというのがまだちゃんとしたものが見つかってはいませんが、もしそこが原因でなければ、もしかしたらA工区の方もコンクリを打っているわけですので、そこも一因があるのではないかと、今そのどちらが主な原因なのかは今ところ分かっていないです。

○10番（松山 善太郎議員）

最初、私たちが成人式か何かで座っていたときに、左側のこっち、舞台に向かって左側のこちら辺で真っ黒な染みがあったわけですね。そこ以外にもあるという話を聞いていますが、確認していますかね。

○建設課長（宮山 浩君）

放送室、その、今、染みのあるところの通り沿いの放送室のほうにも少し出ておりました。この間、先日の日曜日またその1週間前の土日の大雨の際には、そこは出ていないようです。今のところ、手前右上の雨漏りだけになっているそうです。

○10番（松山 善太郎議員）

私がこの前行ったときに、今の館長に聞いたら2階のどこか別のところにも雨漏りがあるというお話を聞いておりますので、ちゃんと見て、修理すべきところは修理する、させるべきところはさせるようにしてくださいね、町長、あと二つ、三つです。

令和元年の9月議会、この問題が一般質問で取り上げたときあります。町長はそのときの答弁で、適正に執行されていると判断をしていると、議会に対する虚偽答弁にも当たりますよね。これは今では虚偽答弁ということ分かっているんですが、工期割たということもあからさまになっていますのでね、この件についてコメントでも答弁でもお願いします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

先ほどから松山議員とお話をしている事業計画をする中からいろんな時点から、本当にいろんな議論がなされ、事業費が大き過ぎるとか、規模が大き過ぎるとかいような議論があったことでもあります。そういう中で、事業着手し来ました。そういう中で、その事業が無事完成したということで、事業が適正に執行されているということでありました。その時点、その以前に、工期が遅れていますねというところ等もありましたけども、そこについては、斟酌しなかったということは申し訳なく

思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、もうちょっと正直に答えてもらわんと、私、この質問、覚えているはずですよ、完成検査はちゃんとなされたのかというのを聞いているんです、完成検査は適正に施工されていると判断していると、適正にやっていないちゅうことは、今もう全部テレビも見てる人も天城町の人が100%分かっている話ですのでね。そのときは虚偽答弁をしまして、これぐらい、やっぱり、はっきり言ってもらわないと、黒をグレーに、灰色にするような答弁ばかりしていたんじゃない話になりませんよ。職員にもうつる、そのような物言いは。

あとですね、債務負担行為は、これも議会の議決も得ないうちに債務負担行為をしてる、これも議会軽視ですね、横着だ。あと、これは1度は全員協議会では総務課長がすみませんとは言っているのですが、損害賠償で徳山さんに訴えられました。この調停案件を和解をしまして、決定で。これは、議決事項になっているんですが、いつ頃分かったんですかね。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

町が調停や裁判等行う際には、議会の議決が必要であります。そのようなことから、今回の調停の処理について、議会の議決を得ず処理を行っていたということが分かりました。このことにつきまして、我々執行部についても、認識不足、勉強不足であったということで、全員協議会の場でおわびをさせていただきました。

4月の19日に、臨時議会がございましたが、それ以前に、法のほうを照らし合わせ、調べたところそういったことであったということでもあります。

○10番（松山 善太郎議員）

やはりですね、今から、さっきも言ってますがね、債務負担行為なんかは4月12日に入札した、どっちみち議会は通ると、間違いなく、それはもちろん通りますよ、それは否決しようにもしようがない。けどね、ルールはルールですのでね、通るからといって何でもやっていいというものでもない。やはりそこら辺は、常に自重するように、こういうのちゃんと条例を見て、地方財政法とか見て、やるときは、やはりそこら辺はきっちりしてもらわないと、私たちはこう言うだけで、つるし上げる方法もないわけですのでね。

もう1つ、町長、これ今職員ということばかり言っていますけど、私が言いたいのは、職員というのは補助金に関わった特別職も含めて、大久前町長、当時の副町長、森田現町長ですね、当時の全てで立会いをしている西之原総務課長、当時課長だった米村建設課長、職員2人、特別職2人、あなた方お二方をひっくるめて責任があ

るのかないのかということをお聞きします。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

その件については、やっぱり契約担当者そしてまた天城町が事業主体の中で、そういう管理職としては責任があるというふうに認識をしております。

○10番（松山 善太郎議員）

であれば、弁護士さんもせっかくお使いになって、文書なんかも、まあ文書というか文章なんかも恐らく弁護士さんに見せていると思います。議会で4本分、全協に出す分も。ですから、弁護士さんも意見が分かれているかも分かりませんがね、民法上の賠償責任があるというのと、問えないとは言っていないはずなんですからね、問うのが少しハードルが高いとかいうような言い方をしていますが、町長、この民法上の賠償責任は問えると思いますかね、特別職お二方。問えるか問えないか考えだけで結構です。

○町長（森田 弘光君）

いわゆる訴訟ということについては、可能かというふうに思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

やはり、可能であると思うのであれば弁護士さんに幾らぐらいが妥当ですかねと、自分が請求する立場になったとして、弁護士さんに聞いて、それなりのお覚悟があったほうがいいんじゃないんですかね、どうですか。

○町長（森田 弘光君）

そういう観点であるわけでありましてけれども、今日午前中、少しやり取りとか、大分激しくやり取りしたと思っておりますけれども、そういう中でやっぱりその職員がいわゆる、何と言ったらいいのか、金銭的な横領とか背任とかそういうことではなくて、いろんなこの大きな流れの中で仕事をやってきたということの中でありますので、いわゆるこれも既に私たち、前町長、そしてまた当時の総務課長そして当時の建設課長、これ私も含めてですけど、お話をしながらいろんな形で協力をしていきたいということの前向きなお話は伺っておりますので、これについて、じゃあどのぐらいが妥当かというところがまだ決まらないといえますか、例えば、私の場合、2回の臨時議会の中で、町長の減給とかいうことがありましたけれども、それについては、まだ議会のほうからまだということで否決をされております。そういったことを含めてこれから関係する方々、そして、私を含めて誠心誠意対応していければというように考えているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

町長、だから私が言っているのは、もし町長が逆の立場で請求する側になったと

きに、弁護士さんに相談してみたら、弁護士さんがある程度、事例もいっぱいあるでしょうし、4千万プラス2千万、この分についてはどう、この分についてはどう、この分はこれぐらいで妥当じゃないですか、何名とか言ってですね、金額がある程度弁護士さんが出してくれれば、頭割りで割るのか、その当時の地位で案分するのか、そこら辺を聞いてみたらどうですかということですよ。やはり、そこら辺まで踏み込んでおかないと9月も12月もあまりぐずぐずやりたくありませんからね。次行きますね、ぜひそのようにしてもらいたいと思います。

議会の責任というのについて、どう思いますか。

この前、2千万を可決しました。私、久田議員と全く考えは一緒です。可決した以上は、払っていいよとゴーサインを出した以上は、私たち出したほうにも責任がある、違法な金であろうが何であろうが。出せと言って出させた以上は、この件についてどう思いますかね。町長。

○町長（森田 弘光君）

177条の規定によって、施行させていただきました。それについては、議会の皆さん方にはお礼を申し上げたいというふうに思います。

またその議会の責任については、私たちは予算を認めたら執行する側であります。それについて、また私のほうから議会についても責任があるからああだ、こうだということについては考えておりません。私の中では、実際的な、何か金銭的な何かをするということについては、ちょっと筋違いではないかなというふうに私は考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

私も筋違いであってほしいんですが、そももいかないんじゃないんですか。

例えば、元本の4千万は、いや、まかりならんと。予算で払うのは、まかりならんと。金を払うほうを考えなさいと、役場のお金で払うのは、けしからんよと否決しました。町長の20%の給料の減も、それで済みみたいな雰囲気があるから、いや、そんな簡単な話じゃないよと、百万、二百万の話じゃないよと、事は4千万だがねと、後からまた2千万来て6千万の話でしょと、給与の50%の半年ぐらいで済むような話じゃありませんよということで、否決したわけですよ。善意じゃない、悪意でやりました。今回も2千万、金利ないから元本は認めんで、利息だけ認めるのと、とんでもない話だということでしたんですが、運よく、私たちにとっては運悪くかどうか分かりませんが、通りました。2千万払っていいよと認めたわけだから、議会で。これはあくまでも違法だと言い張る以上は、私は自分の中でも認めた議会にも責任があると思いますよ。やはり、これから行きますけどね、もう最後ですのですね。職員の方々が給与の自主返納をしております。まずこれは自主返納、純

粹なる自主返納なのかどうか、とりあえず、山田課長に聞いてみましょう。もろな自主返納なのかどうか。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

自主返納だと考えております。

○10番（松山 善太郎議員）

自主返納の趣旨は何ですか。どういった理由で、給料を自主返納するわけですか。あとの方にも聞きますのでね、心の準備だけはしてくださいよ。

どういった趣旨なのか、どういった思いなのか。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

私たち公務員は、法令を遵守して事務を執行しなければなりません、今回の件につきまして、事務のミスというか、そういったことが生じてしまいました。こういったことに関して、管理職である私たちの立場としては、なるべくここを再発をしないためにも今回のことを重く受け止めて、しっかりと今後再発に努めなければいけないと思いますので、今回、こういった形を取らせていただきたいと思います。

○10番（松山 善太郎議員）

あと2人ぐらい聞いてみますかね、中課長、お願いします。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

私のほうも自主的に返納させていただいております。我々商工水産観光課においても、事業化の一つというふうを考えており、やはり、町民の皆様にも不利益を与えないような事務を今後も心がけてしていきたいと思っております。

○10番（松山 善太郎議員）

福課長お願いします。あと一人、二人です。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

私も自主返納に賛成したということでございます。先ほど来、これは建設課所管課だけの問題ではなくて、天城町全体の問題であるという認識の下で、また、さらに4千万のお金を、交付金を返納したということ、また、加算金も発生しております。そういった意味合いにおきましては、町民の方々にも申し訳ないという気持ちでいっぱいでございます。そういう意味で、我々も自主的に返納したいという思いであります。

○10番（松山 善太郎議員）

コロナの問題で、私たち議会は20%の3か月でしたかね、給料を自主返納しま

した。

課長さん方どうなさいました、コロナに関して。

○総務課長（袴 清次郎君）

お答えいたします。

昨年のコロナのときには、課長会として社会福祉協議会のほうへ寄附金のほうを納めさせていただきました。

○10番（松山 善太郎議員）

金額にこだわるわけじゃないけど、幾らですかね。

○総務課長（袴 清次郎君）

課長一人一万円で行きました。

○10番（松山 善太郎議員）

気がつきませんか、コロナで町民が全部困っている。このときにあなた方は1万円出して終わっているんだ。とんでもない話じゃないの。こんなときこそ10%ぐらい出すべきじゃないの。高い給料もらっているから、雨にも打たれんで、日にも照られんで、そんなときに金は出すんだよ。こんな悪行まがいのことやっていて連帯責任を取ろうだなんて恥さらしもいいところじゃないかなあ、私に言わせるとよ。金は使うべきところで使うんだ。これ自主返納って誰に聞いてもそうだろう、村度の一番悪質な例じゃないの。私はそうした体質こそ直すべきじゃないのと言っているのよ。書類も間違ふなど何回も言っている、県庁に出す書類もいかげんなことしているんじゃないのと。何回聞いてるね、とどのつまりがこれじゃない。そんなね、今回もよ、自主返納もいいですよ、誰のためのその金は。それは回り回ったら町民のためでしょ。まず、あなた方がやっていることは100%悪いとまでは言いませんよ。だけどその前に、町長できえも今迷っていらっしゃる、大久町長にも会っただけだ、前米村課長にも会っただけだ、まだどうするかさえ決まっていないんだ。何であんた方そんな、全く関係のない方もいるんじゃないの、そんなところで連帯責任だなんて取るもんじゃないじゃない。もうちょっとね、私はコロナのときに、皆さんがそれ出しておれば、普段もやっているからいいがと、そうなりますよ。だけどコロナのときは、課長会から1万円ずつ出してしれっとしている。私たちも20%の削減とかいろいろ抵抗ありましたよ、1か月でいいんじゃないのと、10%でいいんじゃないのと、いや、この際だから、こんなときじゃないのと、身銭切れるのは、意思統一してやりましたよ。皆さんも、そういったいいところも見習ってよ、文句ばかり言うるさいとばかり思わんでね、いいこともしているわけだから。

それと、これからも返済やら会計検査やらあるかも分かりません。だから、いつ

どんなのがあるとまでは言っていない、まだね。こういうのもあるんじゃないのぐらいで止めていますけど、やはり、これから課長さん方もほぼ変わりました。私なんか育てた課長は、ほとんどいません。皆さんも真面目だ。横着な人はあまりいない。一つね、一にも二にも町民の目線で、町民のためを思って、町長は4年ごとに変わるわけだから、皆さん定年までいるわけですからね。あくまでも町民目線で、町民のためと思って真摯に、仕事に取り組んでほしい。最後に、要請して終わります。

以上です。どうも。

○総務課長（袴 清次郎君）

ただいま松山議員がおっしゃったことは確かであると、聞きながら感じております。

コロナのことについてもしかりであると、今強く感じ、また、改めて感じているところであります。

今回の件につきまして、先ほど答弁をいたしました数名の課長の気持ち、我々公務員は法令を遵守しなければなりません。町の例規にのっとって町民の福祉の向上に努めなければならないと、常々感じております。

そして、企画財政課長が申しましたように、「これは建設課の問題ではない」と、また、当時の、当時のという説明もいたしますが、我々も天城町の職員の一人として、反省の一端をという思いからこのようなことをした考えでございます。ただ、この件につきましては、責任の所在というところが一番重要なところではないかというのは承知しております。町長のほうからいろいろとご説明もされておりますが、この件につきましては、議会の皆様はもちろんですが、町民の皆様方のやはり損害であるとか、理解を得るために、議会の皆様と協議しながら解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

コロナにつきましても、まだまだ終息の兆しが見えません。これについても、先ほどお叱りのあったことは十分踏まえながら、今後対応してまいりたいと考えております。

○議長（武田 正光議員）

これについて、私のほうからも一言、今、松山議員の最後の皆さんに対する叱咤激励、これまでもいろんな意見が出ておりますけれども、執行部の皆さん方は、真摯にこれらを受け止めて今後の職務に精励をしていただきたいと思います、私のほうからもお願いをしておきます。

以上で、松山議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から開会いたします。本日はこれで散会します。

散会 午後 3時02分